

## 第一類 第二百八回国会 法務委員会議録 第十三号

令和四年四月二十七日(水曜日)

午前九時開議

出席委員

委員長 鈴木 肇祐君

理事 井出 康生君 理事

理事 葉梨 康弘君 理事

理事 鎌田さゆり君 理事

理事 守島 正君 理事

東 国幹君 理事

石橋林太郎君 理事

尾崎 正直君 理事

国定 勇人君 理事

高見 康裕君 理事

中川 貴元君 理事

中野 英幸君 理事

山田 勝彦君 理事

野中 厚君 理事

山田 賢司君 理事

鈴木 康介君 理事

阿部 弘樹君 理事

日下 正喜君 理事

鈴木 義弘君 理事

政府参考人  
(警察庁警備局警備運用部  
長) 安田 浩己君政府参考人  
(法務省大臣官房政策立案  
室) 吉川 崇君政府参考人  
(総括審議官) 尾崎正直君政府参考人  
(法務省民事局長) 金子 修君政府参考人  
(法務省刑事局長) 川原 隆司君政府参考人  
(法務省矯正局長) 佐伯 紀男君政府参考人  
(法務省保護局長) 宮田 祐良君政府参考人  
(法務省人権擁護局長) 松下 裕子君政府参考人  
(厚生労働省大臣官房審議  
官) 伊藤 俊輔君政府参考人  
(厚生労働省大臣官房審議  
官) 西田 昭二君政府参考人  
(厚生労働省大臣官房審議  
官) 八木 哲也君政府参考人  
(厚生労働省大臣官房審議  
官) 本多 則恵君政府参考人  
(厚生労働省大臣官房審議  
官) 松下 裕子君政府参考人  
(厚生労働省大臣官房審議  
官) 齊君政府参考人  
(厚生労働省大臣官房審議  
官) 藤井 宏治君政府参考人  
(厚生労働省大臣官房審議  
官) 伸子君政府参考人  
(厚生労働省大臣官房審議  
官) 遠藤 良太君政府参考人  
(厚生労働省大臣官房審議  
官) 隆浩君政府参考人  
(厚生労働省大臣官房審議  
官) 仲子君政府参考人  
(厚生労働省大臣官房審議  
官) 前川 清成君政府参考人  
(厚生労働省大臣官房審議  
官) 中川 貴元君政府参考人  
(厚生労働省大臣官房審議  
官) 中野 英幸君政府参考人  
(厚生労働省大臣官房審議  
官) 前川 清成君政府参考人  
(厚生労働省大臣官房審議  
官) 遠藤 良太君政府参考人  
(厚生労働省大臣官房審議  
官) 中川 貴元君政府参考人  
(厚生労働省大臣官房審議  
官) 中野 英幸君政府参考人  
(厚生労働省大臣官房審議  
官) 古川 稔久君政府参考人  
(厚生労働省大臣官房審議  
官) 山田 勝彦君政府参考人  
(厚生労働省大臣官房審議  
官) 山田 隆一君政府参考人  
(厚生労働省大臣官房審議  
官) 加田 淳君政府参考人  
(厚生労働省大臣官房審議  
官) 吉崎 佳弥君本日の会議に付した案件  
政府参考人出頭要求に関する件  
刑法等の一部を改正する法律案(内閣提出第五  
五)七号) 刑法等の一部を改正する法律案(内閣提出第五八  
号)刑法等の一部を改正する法律案(米山隆一君外  
二名提出、衆法第三一号)刑法等の一部を改正する法律案(尾崎正直でございま  
す。法務委員会、初質問になります。どうぞよろ  
しくお願いをいたします。それでは、刑法等改正法案につきまして御質問  
させていただきます。

○鈴木委員長 これまで議題といたしました。

○鈴木委員長 これまで、拘禁刑についてお伺いをさせていただき  
ます。○鈴木委員長 今後二年の検挙人員に占める再犯者の比率は四  
九・一%、統計を取り始めて以来最高となつたわ  
けであります。いかに再犯防止を図るか、この  
ことが今後の大きな課題であります。○鈴木委員長 この点、今般の法案によりまして受刑者の処遇  
の充実が図られる、再犯防止の効果が高まるもの  
と大変評価をされるところであります。今日は、その観点から御質問  
をさせていただきたい、そのように考えるところ  
です。○鈴木委員長 まず第一に、処遇要領についてお伺いをしたい  
と思います。○鈴木委員長 個々の受刑者の特性に応じた柔軟な処遇を実現  
するという拘禁刑創設の意図したところを実現し  
ていくためには、それぞれの受刑者にとって何が  
必要なのかをしっかりと見極めて、それぞれの受  
刑者に応じた処遇要領を的確に定めることができ  
となつてきます。これは、相当時間もかけてしつ  
かりとやらなければならぬことなのだろうと考  
えるところでありますけれども、問題はそのため  
の体制が十分なのかということです。○鈴木委員長 次に、お諮りいたします。  
○鈴木委員長 御異議なしと認めます。よって、  
そのように決しました。  
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕  
○鈴木委員長 本日、最高裁判所事務総局刑事局長吉崎佳弥君  
から出席説明の要求がありますので、これを承認  
するに御異議ありませんか。  
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

調査専門官の増員も含めまして、各施設ごとに的確な処遇要領を定めるための体制の充実、これを図っていくことが大事ではないかと思いますけれども、御見解をお伺いします。

○佐伯政府参考人 お答え申し上げます。

刑事施設におきまして、処遇要領を策定するため、従来も個々の受刑者につきまして、医学、心理学、教育学その他の専門的知識及び技術を活用した処遇調査を行いまして、その特性の把握に努めているところであります。拘禁刑受刑者に対する処遇調査を行った上で、作業や指導の必要性を判断することとなります。

拘禁刑創設の趣旨を踏まえまして、判断の適正さを担保するためには、一層の確に受刑者の特性を把握することが重要となるため、刑事施設において処遇調査を行う職員について必要な人員を確保するとともに、個々の職員の能力の向上も図ることが必要になると認識しております。御指摘のとおり、必要な体制の整備に十分努めてまいりたいと考えております。

また、必要に応じまして、受刑者に対し、長年にわたり若年者を中心に専門的知識を用いた科学的調査を行つてまいりました少年鑑別所の鑑別を

受けさせることを可能とする法改正も本法律案に盛り込まれております。教育についてであります。拘禁刑の創設によりまして、若年の受刑者に対する充実をしていくことになります。問題は、現行に比べて基礎学力の向上に向けた指導時間を増加させることができます。問題は、これが充実をしていくことになります。問題は、各施設における教える体制は十分なのかといふことであります。

松本少年刑務所では、施設の中に地元中学の分校が設置されていると伺っているところであります。すれども、こうした外部の教育施設との連携を図つていただくことが大事ではないかと思いますが、御見解をお伺いします。

○佐伯政府参考人 お答え申し上げます。

従来も、刑事収容施設法が規定する矯正処遇といたしまして、作業改善指導、教科指導を実施しているところであります。御指摘のような一部の刑事施設、例えば松本少年刑務所では、近隣の中学校の分校を設置いたしたり、あるいは近隣の高等学校の協力の下、通信制課程を設置したりといふ行いをしているところでございます。

しかしながら、大半の受刑者を占める懲役受刑者につきましては、一定の作業時間を作業に割かなければならぬとされているため、このように取組にも一定の限界がございました。これに対して、拘禁刑受刑者に對しましては、その個々の特性に応じて作業改善指導、教科指導を柔軟に組み合わせて実施することが可能となります。このによりまして、例えば、処遇調査の結果、学力不足により社会生活に支障がある者など教科教育を十分に行うべきと考えられる若年受刑者などに是効性あるプログラムとなるよう取り組んでいかなければならぬのではないか、その点についての御見解をお伺いしたいと思います。

○佐伯政府参考人 お答え申し上げます。

受刑者の就労を支援し、釈放後速やかに就職できる状況にあるということは、再犯を防止する上で極めて重要なことであります。そのため、刑務所内における職業訓練の種目や内容が社会の雇用ニーズに応じたものであることが必要であります。そこで、委員御指摘のとおりだと考えてございま

す。さらには、保護観察所の生活環境の調整との連携強化をうたうなど、法案ではその充実を図る方向であります。この点、大変評価できるところだと思います。

ただ、一つ気になつておりますのは、協力雇用主との連携の在り方であります。

○佐伯政府参考人 お答え申し上げます。

雇用しておられる方というのは、実際のところはほんの一握りにすぎないということでありまして、令和元年でも僅か六・八%という状況であります。様々な理由があると思いますけれども、政

府として今後どのような対策を講じていこうと考えているか、お伺いをしたいと思います。

例えば、それぞれの施設の職業訓練プログラムを定めるに当たって、協力雇用主のニーズをより一層踏まえた内容とするよう努めるとか、より実効性あるプログラムとなるよう取り組んでいかなければならぬのではないか、その点についての御見解をお伺いしたいと思います。

○佐伯政府参考人 お答え申し上げます。

受刑者の就労を支援し、釈放後速やかに就職できる状況にあるということは、再犯を防止する上で極めて重要なことであります。そのため、刑務所内における職業訓練の種目や内容が社会の雇用ニーズに応じたものであることが必要であります。そこで、委員御指摘のとおりだと考えてございま

す。続いて、刑の執行猶予制度の拡充についてお伺いいたします。

法務省によると、保護観察付執行猶予中の再犯について再び執行猶予を付すことができるようになるなどという形で、刑の執行猶予の適用範囲が拡大をされるわけであります。裁判所の選択肢も広がる、それぞれの対象者の特性等に応じたより一層的確な処遇が図られることが期待をされるわけでありますけれども、こちらについても各種の体制整備が必要かと思います。

○尾崎委員 教育、さらに協力雇用主の皆様との関係、様々に、今後この拘禁刑創設に当たつて体制を整備しないといけないことは多いと思います。是非お取組を強化をしていただきたい、そのように考えところでです。

○佐伯政府参考人 お答え申し上げます。

法務省によると、保護観察付執行猶予中の再犯について再び執行猶予を付すことができるようになります。この点、大変評価できるところだと思います。

ただ気になつておりますのは、協力雇用主との連携の在り方であります。

法務省では、保護司のなり手確保の観点も踏まえまして、保護司専用ホームページの開発、運用、タブレットの配備等のデジタル化に着手するなど、保護司の活動環境の整備や負担軽減等に努めているところでございます。

○宮田政府参考人 お答え申し上げます。

このため、刑事施設におきましては、毎年、協力雇用主や各種業界団体、関係機関等による職業訓練見学会というものを実施しております。引き続き検討をしてまいりたいと考えてございま

す。

○尾崎委員 教育、さらに協力雇用主の皆様との関係、様々に、今後この拘禁刑創設に当たつて体制を整備しないといけないことは多いと思います。

○佐伯政府参考人 お答え申し上げます。

法務省によると、保護観察対象者の増加も予想されることがありますので、保護司専用ホームページの活用促進等のデジタル化の着実な実施、自宅以外の面接場所の提供といった地方公共団体による支援の拡充など、一層の環境整備や負担軽減を検討していく必要があります。

法務省によると、保護司活動の環境整備、負担軽減策に全力で取り組みまして、保護司適任者の確保に力を注いでまいりたいと考えてお

ります。

○尾崎委員 ありがとうございました。

高齢化も進んできているという状況でございまして、この点は本当に力を入れなければならぬ点だろう、そのように考えるところであります。

また、この法案によりますと、保護観察中の処遇も非常に充実してくることになり、中でも、更生保護施設の役割がより一層重要なものとなつてくると考えられるところであります。

例えば、薬物犯罪など特定の犯罪的傾向を改善するための援助なども実施をされることとなるわけでありますけれども、もつと言えば、さらにこれが特別遵守事項ともし得るというふうに法改正がされていくわけであります。

これらの改善プログラムの質の担保ということが非常に重要になつてくるかと考えるわけであります。この点、法案では、法務大臣が定める基準に適合することを求めておられるわけではありますけれども、そもそも、それぞれの更生保護施設において、充実したプログラムを作り、実施するための人的、予算的体制は十分なのかということがあります。非常に小さな施設で頑張つておられるところもたくさんあるわけでありまして、国としても、より一層更生保護施設に対する支援を充実させる必要があるのではないかと考えるところですが、御見解をお伺いしたいと思います。

○宮田政府参考人 お答え申し上げます。  
今回の法改正によりまして、更生保護施設等による薬物等の犯罪的傾向を改善するための専門的な援助、これを事業内容として明確化するなどによりまして、更生保護施設による処遇の一層の充実が求められているところでございます。

この点、更生保護施設がこういった処遇を実施するに当たりましては、薬物以外の専門的な処遇についても的確に対応していくべく必要がありま  
すほか、専門的援助の実施に伴う報告等の負担が新たに発生するなどの課題があるものと認識しております。

このため、更生保護施設が充実した処遇を実施

できるよう、専門的援助を含め、処遇の内容や負

担に応じた委託の在り方の検討など、国として、人的、物的体制整備に向けた必要な支援を行つてまいりたいと思つております。

○尾崎委員 是非、これは大変期待されているところだと思います。

ただいたいというふうに考えるところです。

満期釈放者対策についてお伺いをしたいと思いま

す。

満期釈放者の再犯率を引き下げていくことが大きな課題でありまして、出所受刑者の二年以内再入率は、満期釈放の場合は仮出所の場合の約二倍以上という状況であります。これが本当に大きなポイントとなるわけであります。

法案では、本人からの申出があつた場合に行われます更生緊急保護の期間、これが二年までという形で延長されたりとか、本人から申出がない場合でも必要な助言が行われることとなつております。

うお考えが見えてくるわけであります。

この更生緊急保護の中身を一層充実させていく必要がありますと考えるところであるわけであります。

けれども、近年、いろいろ新たな取組が行わられておりところだと思いますけれども、その現状と効果などについてお伺いしたいと思います。

更生保護施設によります訪問相談支援事業がモ

デル事業として八施設で行われておりますけれども、その現状はどうなのか。また、地域の支援者たちのハブ機能や支援者支援機能を有します更生

保護地域連携拠点事業、これが全国三か所で行われることとなつておりますけれども、その狙いはどうか。こちらについてお伺いしたいと思います。

○宮田政府参考人 お答え申し上げます。

満期釈放者等につきましては、それぞれ様々な課題を抱えているものの、地域で適切な支援につながることができない孤独、孤立に陥り、結果として再犯に至るということも少なくないわけであります。

ござります。

こうした課題に対応するため、更生保護施設を

退所した者等に対しまして、更生保護施設の職員に応じた委託の在り方の検討など、国として、後押しが定期的に居宅を訪問して支援する訪問支援事業を昨年度から全国八か所で開始しております。この事業を実施する更生保護施設からは、例えば、アルコール依存のある者に対する継続的な支援に

よりまして飲酒による問題行動を防ぐことができました。

といった、効果を実感する声が寄せられており

ます。

また、満期釈放者等に関する課題の解消のためには、地方公共団体、保護司等の民間協力者、関係機関が多機関ネットワークを構築いたします。

これらは、これまで、三十六の地方公共団体とから、都道府県域に専任のコードマイスターを配置します更生保護地域連携拠点事業を今年の十月から全国三か所において実施する予定となつております。

これらの事業の実施状況を踏まえまして、各地域で必要な支援が円滑に行われますよう、適切に対応してまいりたいと考えております。

○尾崎委員 この訪問相談支援事業は大変有効だと思うわけですが、八施設ということですね。是非、効果を見極めていただいて、早期に、また全国でも展開できるよう頑張っていただきたいものだ、そのように考えるところであります。

これらを通じ、法務省として、地方公共団体の取組を推進するためには、国と地方公共団体との役割分担や国から地方へのつなぎの在り方について整理し、地方公共団体に実施していくべく施策をより具体的に提示することが必要と考えております。あわせて、地方公共団体からは、施策を実施するための財政支援などについて御要望をいただいているところでございます。

法務省としては、さらに、地方公共団体の御見も伺いながら、これらの点について検討を進めることに、その年齢、特性等に合わせて、処遇要領の定め、必要な作業、必要な指導の実施、社会復帰支援、保護観察、更生緊急保護、自治体による支援、こういう形で、切れ目なく息長く処遇を行つていくことが大事だと考えるところであり

ばならないというふうに考えるわけであります

が、その上で、自治体が、再犯防止に向けた取組、これをしっかりとやつていただけるように後押しへする、そして、国から自治体への財政支援もしっかりと充実させる、こういうことが必要だと考

えれるところでありますけれども、御見解を伺いたいと思います。

○吉川政府参考人 お答えいたします。

委員御指摘のとおり、罪を犯した者の再犯を防止するためには、刑事司法手続終了後も地域社会において息の長い支援を行う必要があり、地方公

共団体の役割は重要でございます。

法務省では、これまで、三十六の地方公共団体に委託して地域再犯防止推進モデル事業を実施し、その成果を他の地方公共団体に共有するとともに、地方公共団体が再犯防止施策を行つ上での課題について、地方公共団体など協議を重ねてまいりました。

これらを通じ、法務省として、地方公共団体の取組を推進するためには、国と地方公共団体との役割分担や国から地方へのつなぎの在り方について整理し、地方公共団体に実施していくべく施策をより具体的に提示することが必要と考えております。あわせて、地方公共団体からは、施策を実施するための財政支援などについて御要望をいただいているところでございます。

法務省としては、さらに、地方公共団体の御見も伺いながら、これらの点について検討を進めることに、その年齢、特性等に合わせて、処遇要領の定め、必要な作業、必要な指導の実施、社会復帰支援、保護観察、更生緊急保護、自治体による支援、こういう形で、切れ目なく息長く処遇を行つていくことが大事だと考えるところであり

ます。

更生緊急保護の期間が最長二年間、先ほど申し上げました。ただ、満期釈放者を始め、再犯防止を徹底していくという観点からは、こうした刑事手続が終了した後も、本当に、切れ目なく息長く支援を継続していくべく、それがやはり重要なだらうと思います。そういう点からいきますと、だらうと思います。そういう点からいきますと、だらうと思います。

○尾崎委員 是非、大事なことだと思います、進めていただきたいと考えます。

最後に、大臣にお伺いをさせていただきたいと思うわけであります。

再犯防止を一層進めていくためにも、受刑者がとにかく年齢、特性等に合わせて、処遇要領の定め、必要な作業、必要な指導の実施、社会復帰支援、保護観察、更生緊急保護、自治体による支援、こういう形で、切れ目なく息長く処遇を行つていくことが大事だと考えるところであり

ます。

市町村段階での地方再犯防止計画、もっともつと策定していただきますように促していかなければなりません。

ます。

今後とも、組織の縦割りを排して、関係者の連携を密にして、切れ目なく息の長い対策を講じていく必要があると考えるわけであります。最後に、大臣についての御決意をお伺いしたいと思います。

○古川国務大臣 お答えいたします。

罪を犯した者の再犯を防止するためには、釈放後の円滑な社会復帰が不可欠でございます。これまで、矯正官署と更生保護官署が連携をして、受刑者に対して、釈放後には自立した社会生活を速やかに送ることができるよう、生活環境の調整等を実施してきたところでございます。

今回の法改正では、受刑者の社会復帰支援をより一層推進していくために、刑事収容施設法では、受刑者の社会復帰支援を刑事施設の長が保護観察所の長と連携して実施する規定、そして、更生保護法においては、満期釈放者等に対し、更生緊急保護の措置を取り得る期間を一年から二年に延長し、その申出を刑事施設収容中から可能とする規定などの法整備を行うものでございます。

受刑者の円滑な社会復帰による再犯防止の推進に向けて、これらの新たな施策等を通じて、これまで以上に矯正官署と更生保護官署が連携を強化し、受刑中から釈放後の社会生活までを見据えた、切れ目なく息の長い支援の実施に一層努めてまいりたいと考えております。

○尾崎委員 大臣、どうもありがとうございました。

最後に、一点要請をさせていただきたいと思うわけですが、今回の法案によりまして、いわゆる受刑者の皆さん、受刑者等皆様の方の待遇は充実をしていくわけであります。他方で、被害者の方への様々な支援ということを充実させると、そのように思うところでありまして、経済的支援の充実も含めまして、是非、この点もまた今後政府において御検討いただきたい、要請としてこのことをお話しさせていただきたいと思いま

す。

それでは、侮辱罪についてお伺いをさせていたただきたいと思うところです。

昨日、参考人質疑で、本当に木村響子様のお話には胸をつませられる思いがいたしたところあり

ました。木村花さん、本当に心から御冥福をお祈りを申し上げたい、私からも申し上げたい、そのように思うところであります。

その上で、この侮辱罪について、まず政府にお伺いをします。

○川原政府参考人 お答えいたします。

今回の侮辱罪の法定刑の引上げの狙い、これはどういうものか、また時効はどうなるのか、簡潔に分かりやすくお答えいただきたいと思います。

○川原政府参考人 お答えいたします。

近時、インターネット上の誹謗中傷が社会問題化していることを契機といたしまして、誹謗中傷に対する非難が高まるとともに、これを抑止すべきとの国民の意識も高まっているところでございます。

こうしたことに鑑みますと、公然と人を侮辱する侮辱罪につきまして、厳正に対処すべき犯罪であるという法的評価を示し、これを抑止することが必要であると考えているところでございます。

そこで、現行法上拘留又は科料としている侮辱罪の法定刑を引き上げて、一年以下の懲役若しくは禁錮若しくは三十万円以下の罰金又は拘留若しくは科料とするものでございます。

お尋ねの公訴時効の期間でございますが、公訴時効につきまして、現行の侮辱罪は拘留又は科料に当たる罪として一年とされているところでございます。

○尾崎委員 開示請求には時間がかかるという中で、時効一年というのが一つの壁になってきたわけであります。それが三年になるということから

続いて、この法定刑の引上げによりまして、今まで取り締まられなかつた行為が取り締まられることとなる、結果、表現の自由に対して強い萎縮

効果をもたらす、ひいては政治家による言論の弾圧につながるもの、そういうような懸念の声も上がっているわけでありますけれども、この点についてどのように考えるか、簡潔にお答えいただけます。

一般的法整備は、侮辱罪の構成要件を変更するものではなく、处罚の対象となる行為の範囲、すなわち侮辱罪が成立する行為の範囲は変わらないところでございます。

また、法定刑として、現在あります拘留、科料を引き続き置くこととしておりまして、当罰性の低い行為を含めて、侮辱行為を一律に重く处罚することを趣旨とするものではございません。

その上で、法定刑が引き上げられた場合の運用につきまして、侮辱罪を含め、刑事案件における捜査機関や裁判所の判断は、刑事訴訟法等の規定に従い、証拠に基づいて個別の事案ごとになされるものであります。御懸念の点につきましては、法制審議会の部会におきましても、捜査、訴追を行う警察、検察の委員から、これまでも表現の自由に配慮しつつ対応してきたところであります。この点については今般の法定刑の引上げにより変わることはない等の考え方が示されたところでござります。

また、处罚の対象となる行為も、他人を低く評価する価値判断を表示することである侮辱と、そのような評価の要素を含まないものもある誹謗中傷とは、重なる部分もありますが、異なる部分もあり、概念として別のものです。

また、侮辱罪と加害目的誹謗等罪は、それぞれ保護法益や处罚対象となる行為を異にし、相互に矛盾するものではなく、むしろ、悪質なネット上の誹謗中傷に対処するものとして相互補完関係にあると言えることから、侮辱罪を残しました。新たな罪を創設することといたしました。

○尾崎委員 侮辱罪では公然とという構成要件が入っていますが、加害目的誹謗等罪では入っていないません。この理由は何でしょうか。

○米山議員 近年問題となつておりますインターネツト上の誹謗中傷は、時に、ダイレクトメールや電子メールといった一对一でやられることもありますし、LINEはじめのように、少人数のクローズドな環境で行われることもございます。

それども、今回野党の皆様からこの対案、法案が出された、このことは、本当に、議論を深めていくという観点から非常に大事なことであつて、有意義なことだと思います。是非、議論を深めるために、こちらにつきましても御質問させていただきたい、そのように考えるところであります。

○尾崎委員 ということになりますと、加害目的誹謗する、しかも一対一です、これも構成要件に該当するわけですね。

ども、まず第一に、侮辱罪をそのまま残したままで、あえて加害目的誹謗等罪を創設する理由、これは何でしょう。

○米山議員 時間が足りなさそうなので、早口でお答えさせていただきます。

加害目的誹謗等罪は、近年におけるインターネット上の誹謗中傷による被害の実情に鑑み、現行の名誉毀損罪や侮辱罪では处罚し難い誹謗中傷行為を正面から处罚の対象とするものです。すな

<p>けんか、口論の類い、その場合、相手に対しても、事実の構成要件に該当しないでしょか。</p> <p>○米山議員 それに関しましては、加害の目的といういうおつりがなく、單なる口論の中で強い批判でありますので、それは單に、相手を傷つけるようあります。著しく表現の自由を侵害する、そういうおつりがなく、單なる口論の中で強い批判でありますので、それは單に、相手を傷つけるようあります。著しく表現の自由を侵害する、そういうおつりがなく、單なる口論の中で強い批判でありますので、それは單に、相手を傷つけるようあります。</p>
<p>○尾崎委員 けんかのときは、相手を傷つけようという意図を持つことはたくさんあるんじゃないでしょうかね。だから、そういうものを一律、この構成要件に該当しないことになりますので、そういった意味で言論の自由を阻害するものではないと考えます。</p> <p>○尾崎委員 けんかのときは、相手を傷つけようという意図を持つことはたくさんあるんじゃないでしょうかね。だから、そういうものを一律、この構成要件に該当するようにするというのは、随分、表現の自由という観点からどうなのかなといふことをちょっとと考えるところですが。</p> <p>○尾崎委員 けんかのときは、相手を傷つけようということになるのでしょうか。</p> <p>○米山議員 今ほど御質問がありましたけれども、あくまで内面の人格を加害するような誹謗中傷でござりますので、内面の人格を害するような加害の目的でありますので、单に、討論上の、討論で相手を攻撃するというものは、それらに該当しないということになります。</p> <p>また、今ほどの、政治家に対するということでも御質問にお答えしますけれども、政治家を誹謗される場合は、公務員又は公選による公務員の候補者に関する事実に関する場合として、二百三十の二第三項の適用が考えられます。が、事実の摘示がない場合には本条の適用はありません。この場合でも、刑法三十五条の正当行為として処罰されない可能性はあります。が、その適用がなければやはり処罰されます。</p>
<p>たとえ政治家に対するものであっても、事実の目的は、内面の人格を害するよつた加害の目的でございますので、单に相手を、討論の中で相手に対する、何といいますか、ある種のアグレッシブな意思を持ったというものは、内面の人格に対する加害の目的とは認定されませんので、そのような御懸念は不要であろうかと思います。</p> <p>○尾崎委員 刑法三十五条の正当行為、その理論はお認めになるということですね。</p> <p>○米山議員 これは刑法的一般条項ですので、それは、ほぼあらゆる全ての条項に適用されるかと思います。</p> <p>○尾崎委員 加害の目的で厳しい言葉を吐くというのは、通常のけんかではよくあることであります。しかし、死ねやとか、こんなことは言いたくありませんが、けんかではそういうことはあるわけです。しかし、そうやって言つてしまつた後で加害目的誹謗等罪に問われ、けんかをしたら罪に問われる、これは本当に暮らしにくい世の中になるんじゃないいか、私はそれを心配するところです。</p> <p>○尾崎委員 加害目的誹謗等罪では、法定刑の上限は、今までどおり、拘留及び料科とされていて、これがこれまでに比べて抑止効果は強まらず、かつ、いわゆる時効一年の壁もなくならないわけです。本当に人の命をも奪うようなネット上の誹謗中傷、これを防ぐことができるんじゃないでしょうか。</p> <p>○米山議員 議員の最初の質問にお答えしますが、まず、議員は侮辱罪に関しては肯定されていなかったわけで、侮辱して処罰されることはいいんだけど、けんかして処罰されるのはいかぬというは、極めて不自然な議論であるうかと思います。が、極めて不自然な議論であるうかと思いますのは、極めて不自然な議論であるうかと思います。</p> <p>○鈴木委員長 異議申合せの時間が経過しておりますので、簡潔にお願いいたします。</p> <p>○米山議員 はい。</p> <p>○鈴木委員長 申合せの時間が経過しておりますので、簡潔にお願いいたします。</p> <p>○大口委員 公明党の大口善徳でございます。</p>
<p>本罪の法定刑を、現行の侮辱罪と同様に、拘留又は料科にとどめた趣旨は、民主主義社会において極めて重要な言論の自由を萎縮させないためであります。しかし、立憲・無所属案では、犯罪被害者保護法の損害賠償命令制度を用いることで、そいつた人からの損害賠償を容易にしており、民事での制裁も科されます。</p> <p>加害目的誹謗等罪は、インターネット上において悪質な誹謗中傷が行われている実情に鑑み、現行の名誉毀損罪や侮辱罪では処罰し難い誹謗中傷行為を正面から処罰の対象とするものであるため、人の命を奪うよつた……</p> <p>○尾崎委員 質疑時間は終わりましたので、是非、法案についても一緒に議論を深めさせていただきたい、そのように思うところです。</p> <p>○鈴木委員長 次に、大口善徳君。</p> <p>○大口委員 公明党の大口善徳でございます。</p> <p>昨日、木村花さんのお母さんである木村響子さんの、参考人としての、本当にもう夜も眠れないという状況で来ていただきまして、そして、木村花さんがお亡くなられた当日のこと、そしてまた、響子さんに対する誹謗中傷、それから、裁判の手続における様々な困難、費用の面も含めてですね、そういうことについてお話しございました。</p> <p>自らNPOを立ち上げられて、そして、インターネット上における誹謗中傷の根絶に向けて、幅広い活動をされておられる。やはりそれに立法府としてもしっかりと応えていかなければならぬ、こういうふうに決意をしたところでございます。</p> <p>それこそ、おっしゃつていただきましたけれども、花</p>

や私、松永さんというのは、例の暴走事故の件の遺族であります、被害を受けたたくさんの人たちが踏みにじられてきた尊厳を、どうか法律で守つていただきたいと思っていて、私たち、チエンジさんという署名サイトで、厳罰化に対する賛同者の署名を集めております、この署名が、今、六万三千五百人の方が賛同してくださっています。思つております、言葉狩りや言論封じに悪用されないよう、適用に注意をしていただきたいです、何よりも、被害者の救済のための厳罰化であつてほしいと思います、こういうふうに述べておられるわけであります。

そして、参考人からの提出書面ということで、侮辱罪の厳罰化を早急に求めますという中で、現代になり、インターネット上では毎日のように心ない言葉が多くの方々の見ている中で無責任に発信され続けています、その心ない言葉が人の名誉を侵害するだけでなく、人の心を深く傷つけています、そして、その心ない言葉が凶器となり、人の心を傷つけるだけではなく、人を追い詰め、かけがえのない人の命まで奪うことがある時代になつています、花の件では、書き込みをした人に對して、侮辱罪で科料九千円の略式命令となりました、私は、このような侮辱罪で科料九千円という結果について、心ない言葉が凶器となり、人の命を奪うことすらある今の令和の時代に合つた罪の重さではないと考えています、こういうふうに述べられているところでござります。

本当に、近年、インターネット上の誹謗中傷、人権侵害がばつこしており、とりわけ匿名でなされるインターネット上の誹謗中傷はより攻撃性が助長される傾向にあるところ、これによつて取り返しのつかない事態も生じてゐるわけで、看過できません。

一昨年、SNSの誹謗中傷によってお亡くなり

られた木村花さんに衷心より哀悼の意を表します。我が党でも、令和二年六月に、総務大臣、法務大臣に対し、インターネット上の誹謗中傷・人権侵害に対する対策の提言を出させていただきました。その中に、誹謗中傷・権利侵害情報に対する適切な削除の促進ということで、法務省の人権擁護機関は、中立的な立場で、違法性を判断した場合、プロバイダーへの削除の要請ということも思つております、しっかりと進めもらいたいということも、何よりも、被害者の救済のための厳罰化であります。そこで、そのとおりしつかりやつていただきたいと、しっかりと進めてもらいたいということも要請しておられます。

また二番目に、発信者情報開示請求の実効性向上ということで、これは昨年の常会にプロバイダー責任制限法の改正という形でつながったわけです。そしてまた、賠償額の高額化や調査費用の発信者負担。そして、刑事罰については、侮辱罪の法定刑の在り方について検討をするべきである、その場合は、教育・普及啓発・相談体制の強化。あるいは、教育・普及啓発・相談体制の強化。そしてまた、賠償額の高額化や調査費用の発信者負担。そして、刑事罰については、侮辱罪の法定刑の在り方について検討をするべきである、その場合は、教育・普及啓発・相談体制の強化。

今回の刑法改正で、第二百三十一条の侮辱罪について、構成要件に変更はなく、处罚の対象となる行為の範囲は変わらないという答弁でございました。また、法定刑の下限を維持しつつ、ですかね。ただし、当罰性の低いものについては従来どおり、そして、年に一年以下の懲役若しくは禁錮若しくは三百万以下の罰金を追加し、法定刑の上限を引き上げて、インターネット上の誹謗中傷など、当罰性の高い類型に厳正に対処できるようとにいうことはしていません。

侮辱罪は、名譽毀損罪と異なり、事実の摘示を前提としておらず、刑法第二百三十一条の二を適用する前提を欠きます。したがつて、侮辱罪については、刑法第二百三十条の二と同様の特例を設けることはしていません。

○大口委員 これまでの議論の中でも、侮辱罪については概念が曖昧だ、こういうことで、法定刑の上限を上げることについての批判があるわけであります。昨日の只木参考人は、判例の蓄積が

警察の捜査が遅れることについては懸念を感じていただいていることでもありますけれども、公訴時效の関係で間に合わなくて立てできなかつたものも相当あるのではないかなど思つていていますので、そこは公訴時效の延長で、時間切れで訴追できないことがあります。

次に、拘禁刑の創設についてお伺いをしたいと思います。

まず、現行刑法では、第二百三十一条の第二項で、「懲役は、刑事施設に拘置して所定の作業を行わせる」とあります。十三条の第二項で、「禁錮は、刑事施設に拘置する」と規定されているわけですが、その趣旨について法務省にお伺いいたしました。

今回、改正刑法では、懲役刑と禁錮刑を廃止し、これらに代わるものとして拘禁刑を創設する。そして、第二百三十一条の二項で、「拘禁刑は、刑事施設に拘置する」、同条第三項で、「拘禁刑に処せられた者には、改善更生を図るために、必要な作業を行わせ、又は必要な指導を行うことができる」と、項を分けて書き分けているわけがありますが、その趣旨について法務省にお伺いいたしました。

○古川国務大臣 表現の自由は憲法で保障された権利でありまして、これを不当に制限することがあつてはならないのは当然のことです。

公正な評論、健全な批判といった正当な表現行為については、仮に相手の社会的評価を低下させる行為の範囲は変わらないといふべきであります。また、法定刑の下限を維持しつつ、ですかね。ただし、当罰性の低いものについては従来どおり、そして、年に一年以下の懲役若しくは禁錮若しくは三百万以下の罰金を追加し、法定刑の上限を引き上げて、インターネット上の誹謗中傷など、当罰性の高い類型に厳正に対処できるようとにいうことはしていません。

侮辱罪は、名譽毀損罪と異なり、事実の摘示を前提としておらず、刑法第二百三十一条の二を適用する前提を欠きます。したがつて、侮辱罪については、刑法第二百三十条の二と同様の特例を設けることはしていません。

○大口委員 これについても、只木参考人からは、相対的な応報刑ということで、応報刑の枠の中で一般予防、特別予防を課しているということを踏まえまして、項を別にすることとしたものでございます。

とそこを、局長、お伺いしたいと思います。

○川原政府参考人 お答えします。

個々の特性を踏まえた処遇を行なうと、例えば、学力不足により社会生活に支障がある人が、教育等を十分に行なうべきである。こういう、受刑者に対するは、必ずしも一律に刑務作業を行なうのでなくて、ます、基礎学力の向上を図るため、教科指導を中心とした処遇が必要であると考えるわけであります。

また、令和二年末に刑事施設に在所している受刑者は一四・一%が六十五歳以上となるなど、高齢化による課題が指摘されているわけであります。高齢化又は障害により心身の機能低下が著しい受刑者については、健康な体づくり、福祉的支援の理解を促進するための指導が必ず必要であると考えます。

今回の改正刑事収容施設法第九十三条に、「刑事施設の長は、受刑者に対し、その改善更生及び円滑な社会復帰を図るために必要と認められる場合には、作業を行わせるものとする。ただし、作業を行なうことが相当でないと認めるときは、この拘禁刑に処せられた者には、改善更生のために必要な作業を行わせ、指導を行うこととなるため、個々の受刑者の特性は、どのような方法でそのような受刑者の特性は、どのような受刑者の特性を把握したことになるのか。そのような受刑者の特性を把握した上で、拘禁刑においては、刑事施設での処遇がどのように変わるのか、どのような作業や指導を行うことを想定しているのか。改善指導や教科指導、それと作業とのベストミックスをどう考えるのかということ、そして、受刑者の実情に合わせてですね、これらについて法務省に問います。

○佐伯政府参考人 お答え申し上げます。

刑事施設におきましては、処遇要領というものを策定しまして、個々の受刑者の特性に応じた処遇を開発していくことになりますが、この

ために、医学、心理学、教育学、その他の専門的な知識及び技術を活用した処遇調査を綿密に行なうとしてございまして、このことにつきまして

は、拘禁刑受刑者に対しても同様になるものと考えてございます。

拘禁刑創設の趣旨を踏まえまして、判断の適正化を担保するために、一層的確な特性の把握といふことが重要になるということは御指摘のとおりでございまして、実務運用上、この処遇調査につきまして、例えは、改善更生に必要とされる作業

の指定等に関する調査、あるいは、福祉的支援の必要性等の把握のための調査、教科指導に資する

学力の把握のための調査等の在り方、あるいは改善指導等の充実のための精密な処遇調査の対象者が拡大などについて、具体的に現在検討を進めているところでござります。

具体的には、学力不足により社会生活に支障がある人などにつきましては、御指摘のような教科

教育を中心とした受刑の期間を設定するであるとか、高齢、障害により認知機能や身体機能の低下が懸念される受刑者につきましては、当該機能の維持向上に資する訓練であつたり、出所後の社会

適応に必要な知識、能力を付与するための改善指導、福祉的支援等の社会復帰支援を個々の特性に応じてバランスよく実施することを考えてござい

ます。

以上でござります。

○佐伯委員 こういう形でなったわけですから、

拘禁受刑者の矯正処遇について、きめ細かく対応

していただきたい、こういふふうに思つております

が、それについて、体制の方はしっかりと、これは

もつとも、受刑者等の処遇において、被害者等の心情を反映し、被害者の立場や心情等の配慮を行なうなど、必要な働きかけはしてきているところでござります。

現状におきましても、矯正施設におきましては、被害者や支援団体等による講話であつたり、被害者の命を奪う罪を犯すなどした特定の者を対象といたしまして被害者の視点を取り入れた教育を行なうなど、必要な働きかけはしてきているところでござります。

ただ、事件の性質であつたり被害者側との関係など、被害者等に関する情報を考慮して、相当でないと認めるときは心情等を聴取しないこととしているところでござります。

○佐伯政府参考人 お答え申し上げます。

体制の整備ということは非常に重要なことです。先ほども御答弁させていただいたところであります。

また、この法案の中に盛り込まれていた大いにあります。少年鑑別所の職員を必要に応じて活用するなどということで、必要な体制の確保に努めてまいりたいと考えてござります。

○大口委員 今回の改正では、受刑者等について、被害者等の心情等の聴取及び伝達の制度を設けられているわけであります。

やはり、自らの犯罪等に対する反省や悔悟の情を深めさせること、あるいは改善更生を効果的に図る一助として、被害者及びその遺族や親族等の心情、またその置かれている状況について受刑者に正しく理解をさせることは極めて重要である、昨日の貝木参考人もそういうふうに述べられておつたわけでありますけれども、この制度の意義について、まず法務省にお伺いします。

○佐伯政府参考人 お答え申し上げます。

受刑者等に対しまして、自らの犯罪や非行に対する反省や悔悟の情を深めさせためには、被害者であつたり御遺族であつたりといった方々の被害

者に正しく理解をさせるためには、被害者であつたり御遺族であつたりといつた方々の被害に正しく理解させることが極めて重要であると考

えられます。これらを適切に対応していく

たいと考えてございます。

○大口委員 その中で、被害者等から心情を聴取しない場合である、相当でないと認めたときと認めると

い場合である、相当でないと認めたときが条文に示しているのですが、どのような場合を想定しているのか、伺います。

また、矯正施設等の職員は、これまで受刑者の被害者やその遺族の方に対応するということがなつたと思いますが、今後、その職員が被害者等から適切に心情等をお聞きできるような体制づくりが必要だと思っていますが、その点について考えをお伺いします。

○佐伯政府参考人 お答え申し上げます。

矯正施設の長が被害者等の心情などを直接的に把握すること、これにつきましては処遇を行なう上

で貴重な情報となるものでありまして、被害者等の心情等を考慮するためにも、基本的には申出があれば聴取することを想定しているところでござります。

ただ、事件の性質であつたり被害者側との関係など、被害者等に関する情報を考慮して、相当でないと認めるときは心情等を聴取しないこととしているところでござります。

具体的な場面については、個々の事案に応じて

には、受刑者等に対しまして、自身が犯した罪の被害者等の心情や状況等について直接的な形で触れさせることがより重要であると考えてございます。

こうしたことから、刑事施設及び少年院の長が被害者等から被害に関する心情等を聴取いたしまして、被害者等が当該心情などの内容を伝達することを希望した場合には受刑者等に対しこれを伝達する仕組みを設けますとともに、刑事施設の長、少年院の長が受刑者等への教育的な処遇を行なうに当たっては、被害者等自身から聴取したものを持ち、被害者等の心情やその置かれている状況を考慮すべき旨を法律で規定しようとしているところでござります。これらを適切に対応していく

たいと考えてございます。

○大口委員 そこで、被害者等から心情を聴取しない場合である、相当でないと認めたときと認めるとい場合である、相当でないと認めたときが条文に示しているのですが、どのような場合を想定しているのか、伺います。

また、矯正施設等の職員は、これまで受刑者の被害者やその遺族の方に対応するということがなつたと思いますが、今後、その職員が被害者等から適切に心情等をお聞きできるような体制づくりが必要だと思っていますが、その点について考えをお伺いします。

○佐伯政府参考人 お答え申し上げます。

矯正施設の長が被害者等の心情などを直接的に把握すること、これにつきましては処遇を行なう上

で貴重な情報となるものでありまして、被害者等の心情等を考慮するためにも、基本的には申出があれば聴取することを想定しているところでござります。

ただ、事件の性質であつたり被害者側との関係など、被害者等に関する情報を考慮して、相当で

ないと認めるときは心情等を聴取しないこととしているところでござります。

○佐伯政府参考人 お答え申し上げます。

矯正施設の長が被害者等の心情などを直接的に把握すること、これにつきましては処遇を行なう上

で貴重な情報となるものでありまして、被害者等の心情等を考慮するためにも、基本的には申出があれば聴取することを想定しているところでござります。

ただ、事件の性質であつたり被害者側との関係など、被害者等に関する情報を考慮して、相当で

ないと認めるときは心情等を聴取しないこととしているところでござります。

○佐伯政府参考人 お答え申し上げます。

矯正施設の長が被害者等の心情などを直接的に把握すること、これにつきましては処遇を行なう上

で貴重な情報となるものでありまして、被害者等の心情等を考慮するためにも、基本的には申出があれば聴取することを想定しているところでござります。

ただ、事件の性質であつたり被害者側との関係など、被害者等に関する情報を考慮して、相当で

ないと認めるときは心情等を聴取しないこととしているところでござります。

○佐伯政府参考人 お答え申し上げます。

矯正施設の長が被害者等の心情などを直接的に把握すること、これにつきましては処遇を行なう上

で貴重な情報となるものでありまして、被害者等の心情等を考慮するためにも、基本的には申出があれば聴取することを想定しているところでござります。

判断することとなるため、一概に申し上げるといふことは困難でございますが、例えば、聴取しない場合の例として、被害者等が暴力団抗争の相手であつたり、反社会的な集団に所属しておつて頗著な犯罪性があると認められる場合で、被収容者への報復の意思を繰り返し明らかにしているなど、処遇上の観点からも、また被害者の心情等への配慮という観点からも、これ以上聴取の必要性が認め難い場合などを想定しております。

一方、伝達することが相当地ない場合といいましては、受刑者等がいまだに例えば被害者を逆恨みしておつて、現状、伝達することがその処遇上の効果を減する可能性が高い場合であつたり、施設内で発生した受刑者同士を当事者とする事件で、伝達することにより施設内の規律及び秩序の維持上支障が生じるおそれがある場合など、あるいは、受刑者が重篤な疾病にかかつてゐるため当面伝達が相当でないと判断される場合などを想定しておつてござります。

○大口委員 今回、再度の保護観察ということがあるわけであります。再度の執行猶予を言い渡すことができる宣告刑を一年以下から二年以下に引き上げ、かつ、初度の保護観察付執行猶予中の再犯について、再度の保護観察付執行猶予を言い渡す。その趣旨は何か、また、どのような事例が再度の保護観察付執行猶予となることが想定されるのか、お伺いします。

また、再度の保護観察を言い渡された者は保護観察中に再犯に及んだ者であり、初度の保護観察において本人の問題性の把握等が十分でなかつた可能性があります。おのずと、再度の保護観察においては、再犯の要因を的確に把握した上で、必要な指導監督が行われるよう特に留意しなければならないと考えますが、どのように対応していくか、法務省の見解を伺います。

○川原政府参考人 お答え申し上げます。

差し上げます。

まず、再度の刑の全部の執行猶予を言い渡すことができる宣告刑の上限の引上げについて申し上げますと、現行法上、その上限は一年とされていますが、執行猶予の期間内に再犯に及んだ者について、一年を超える刑期とする場合でありますても、改善更生、再犯防止を図る場合であります。そこで、現行法上、その上限は一年とされていますが、執行猶予を言い渡して社会内処遇を続けさせる方が適当な場合もあることなどから、その刑期の上限を二年に引き上げるものでございます。

これによりまして、新たに再度の刑の全部の執行猶予を言い渡されることとなる事案といいたしまして、どのようなものが想定されるかにつきましては、個別具体的な事実関係によるために一概に申し上げることは困難であります。窃盜事故を起こしたもの、示談が成立し、遺族も対面的に生活していたところ、過失により交通事故死亡を犯して執行猶予中の者が再犯に及ぶことなく眞大な処分を望んでいるような事案などにおきましては、一年を超える刑期を言い渡しつつも、再度の刑の全部の執行猶予を言い渡されることがあります。

得ると考えられるところでござります。

さらに、初度の保護観察付執行猶予中の再犯について、再度の保護観察付執行猶予を言い渡すこと可能とすることについて申し上げますと、現行法上、保護観察付執行猶予の期間内に再犯に及ぶ場合には再度の執行猶予を付すことはできないとされていますが、保護観察付執行猶予の期間内に再犯に及ぶ事案には様々なものがあり、再犯に及んだというだけで社会内処遇によることがあり、再犯防止に資する場合があることなどから、初度の保護観察付執行猶予の期間内に再犯に及んだ場合にも再度の保護観察付執行猶予を言い渡すことができるようになります。

どのような事案がこれに当たる事案になるかと

おこなうことにつきましては、これも一概に申し上げます。

○宮田政府参考人 後段の御質問について、私の方から御説明、御回答申し上げます。

○宮田政府参考人 後段の御質問について、私は、再度の保護観察付執行猶予を言い渡された者に關しましては、再犯に結びついた要因の的確な把握に留意して保護観察を実施しなければならない旨を明記した上で、当該要因を的確に把握するため、原則として、少年鑑別所の長に対して鑑別を求めるものとする規定を設けるなどの特則を設けてございます。

それまで処遇に携わった更生保護官署以外の視点を取り入れ、多角的な分析により、より慎重かつ綿密な処遇方針を立てて保護観察を実施することとしております。

この特則も活用いたしまして、着実に再保護観察付執行猶予者の特性に応じた指導、支援を行いまして、再犯防止、改善更生を図つてしまいりたいと考えております。

○大口委員 そのためにも、保護観察の一層の活用が見込まれますので、しっかりとその体制を整備していかなければいけません。

ただ、ここ十年ぐらい保護観察官の人員はほとんど横ばいという現状でありますし、また、保護司さんの方も、四万六千三百五十八人と定員を大きく割り込んでいる状況で、高齢化も進んでいますので、保護観察官の増員や保護司活動への支援など

の体制整備は極めて重要であると考えます。大臣の御所見をお伺いします。

○宮田政府参考人 お答えいたします。

○古川国務大臣 委員御指摘のとおり、今回の改正は、新たな制度下における各種業務の遂行に万全を期すべく、これに対応するためには、保護観察官と協働して我が国の再犯防止に、先ほど申し上げたような、交通事犯を起こして公判請求された場合など、改善更生が図られていない最も偶発的に一種の犯罪を犯したと考えられる事案などにおいて、再度の保護観察付執行猶予を言い渡されることがあります。

そこで、改めて、この満期釈放者に対する保護観察付執行猶予を設けるものとする規定を設けてございます。

それまで処遇に携わった更生保護官署以外の視点を取り入れ、多角的な分析により、より慎重かつ綿密な処遇方針を立てて保護観察を実施することとしております。

この特則も活用いたしまして、着実に再保護観察付執行猶予者の特性に応じた指導、支援を行いまして、再犯防止、改善更生を図つてしまいりたいと考えております。

○大口委員 次は、満期釈放者でございますけれども、出所後、地域において孤立しやすく、仮釈放と比べて二年内再入所率が二倍といふことでございます。この満期釈放者の再発防止対策を充実させるために、我が党も提言を出させていただき、時の法務大臣に申入れをしたところであります。

○大口委員 次は、満期釈放者でございますけれども、出所後、地域において孤立しやすく、仮釈放と比べて二年内再入所率が二倍といふことでございます。この満期釈放者の再発防止対策を充実させるために、我が党も提言を出させていただき、時の法務大臣に申入れをしたところであります。

○鈴木委員長 法務省宮田保護局長、申合せの時間が経過しておりますので、簡潔にお願いいたします。

満期釈放者につきましては、とにかく息長く支授するということが、安全、安心な地域社会づくりに極めて大事だと思います。

そこで、統計的に見まして、刑務所等からの出所、釈放後、二年以内が最も再犯による再入所率の増加幅が大きいことに鑑みまして、一年を超えて更生緊急保護の措置を取ることができるよう、その期間を最長一年から二年にするものでござります。

また、更生保護施設の職員が施設を退所した満期釈放者等を定期的に訪問して支援をしています。訪問支援事業、昨年十月から開始いたしました。地域で適切な支援につながることができないで、孤独、孤立に陥りやすい満期釈放者等への支援として大きな意義を有するものでございます。実施状況を踏まえまして、各地域で必要な支援が円滑に行われますよう、適切に対応してまいりたいと思います。

現行におきまして、更生緊急保護の申出ができるのは身体拘束を解かれた後に限られているものの、刑事施設等からの釈放後直ちに必要な更生緊急保護の措置、支援が受けられるようになるため、更生緊急保護の申出を矯正施設収容中から行うことができるよういたしました。

○大口委員 時間が来ましたので、終わります。  
○鈴木委員長 次に、鎌田さゆり君。  
○鎌田委員 今回の刑法等の一部を改正する法律案につきまして、特に侮辱罪の法定刑の引上げについて質問させていただきます。  
まず、大臣伺います。

昨年の九月十六日に法制審議会に侮辱罪の法定刑に関する諮詢を行つて、大変な速さで、スピー

デーーだつたんですけれども、諮詢するに当たつての最も大きな動機、やはりこれは木村花さんの事案というものは大きかつたんでしょう。伺います。

○古川国務大臣 近時、インターネット上の誹謗中傷が特に社会問題化していることを契機として、誹謗中傷に対する非難が高まるとともに、これを抑止すべきとの国民の意識も高まつております。こうしたことに鑑みますと、公然と人を侮辱する侮辱罪について、厳正に対処すべき犯罪であるという法的評価を示し、これを抑止することが必要であると考えられたところでございます。

そこで、早急に侮辱罪の法定刑を引き上げる必要があると思われたことから、法制審議会に対し、御指摘の諮詢を行つたものでございます。○鎌田委員 今日は、私は配付資料として四部提出をさせていただいております。

配付資料の一枚目を御覧いただければ、これは調査室の方で作つてくださった、主な適用関係といふことで、現行とそれから政府案、閣法から出ている改正後の違いが一目で分かる、分かりやすく、そもそも、侮辱罪の法定刑を

若しくは禁錮若しくは三十万円以下の罰金又は拘留若しくは科料とする。一年以下の懲役、それから、若しくは三十万円以下の罰金の数字の合理性なんすけれども、今大臣、動機のところで抑止という言葉を使われました。この数字についての合理性は、我々はどうのように捉えたらいのか、それ伺いたいと思います。

○大口委員 あわせて、被害者の方々から、この数字が妥当だという何か御要望はあつたんでしょうか。  
○川原政府参考人 お答えいたします。

今般の法定刑の引上げは、公然と人を侮辱する侮辱罪につきまして、厳正に対処すべき犯罪であるという法的評価を示し、これを抑止しようとするものでございます。

○鎌田委員 次の質問に入る前ですけれども、大臣に伺いたいんですが、昨日の参考人の意見交換で、非常に侮辱でありますから、そこはデータとして扱うべきではないかなどいろいろな意見がございました。そこで、それから各委員からの質問なんですか。では、私は、科学的な根拠があるのかというの

被害者の関係でございますが、これを審議いたしました法制審議会の部会におきまして、被害者の代理人等を務めおられることが多い、被害者の事情をお詳しい弁護士に委員として入つていただいているところでございます。その委員は、この案に賛成されているところでございます。

○鎌田委員 次の質問に入る前ですけれども、大臣に伺いたいんですが、昨日の参考人の意見交換で、非常に侮辱でありますから、そこはデータとして扱うべきではないかなどいろいろな意見がございました。そこで、それから各委員からの質問なんですか。では、私は、科学的な根拠があるのかというの

き間違いであつたらしいなということを願いたいと思いますが、そういう不規則発言も私にとって侮辱でございます。

次の質問に移りますけれども、今御答弁いただいましたが、この法定刑を引き上げて威嚇力、抑止力があるのかということを、科学的に根拠があるのかということを知りたいんです。

法制審議会の中で、常にそういうネット上の誹謗中傷などを監視する。それから不適切なものがござります。兩罪はいずれも人の社会的名譽を保護するものでございますが、事実を暗示するか否かによって類型的に名譽侵害の程度が異なると考えられたために、法定刑に差が設けられているところでございます。

しかし、近年における侮辱罪の実情等に鑑みますと、事実の暗示の有無をもつて両罪の間にこれほど大きな法定刑の差を設けておくことは、もやは相當とは言い難いことから、侮辱罪の法定刑を名譽毀損罪に準じたものに引き上げることが相当と考えられるところでございます。

一方、侮辱罪につきまして、懲役、禁錮、罰金が選択刑として定められた後も当罰性の低い事案も想定されることから、拘留、科料を存置しておくことは、具体的な事案に応じた適切な量刑に資するものと考えられますと、拘留、科料を存置しておくことは、具体的な事案に応じた適切な量刑に資するものと考えられることから、私ども、改正案のような御提案をしているところでございます。

被害者の関係でございますが、これを審議いたしました法制審議会の部会におきまして、被害者の代理人等を務めおられることが多い、被害者の事情をお詳しい弁護士に委員として入つていただいているところでございます。その委員は、この案に賛成されているところでございます。

○鎌田委員 お一方の一部というのは、お一方といふのははどなたですか。

○古川国務大臣 木村響子さんです。

○鎌田委員 重ねてになるんですけども、昨日、木村響子さんのその切実な訴えの一部を視聴されたということを確認させていただきました。

ちよつとここで改めて伺いたいんですけれども、大臣、これは通告していないので、大臣の御学歴等々も踏まえて、ちよつと伺いたいんです。

これは通告していないんですけども、刑法の理念とは何ぞやというのを私はいつも心に置いているようにしているんですけども、刑法の理念です。これは通告していないので、答弁しませんと言われば、それで結構ですが。

○古川国務大臣 十分な御回答になるとは、自信がありませんけれども、本来、刑罰、犯罪を犯して、それに対する報い、応報というような考え方

が一つ大きなものがあるというのを「ございます」が、やはりその一方で、教育的な効果、あるいは再犯防止というような、社会に復帰できるよう

な、そういう教育というような観点、そういうような考え方もあるうかと思います。様々、学説があるうかと思います。

○鎌田委員 私、十六年前の法務委員会のときも、厳罰化のテーマのときに、刑法の理念を大事にしてほしいということを訴えたんですね。

私が大事にしているのは、刑法は、何かされたときに仕返ししたい、復讐したい、その復讐権を国家が奪つて、國家が代わりに復讐をするわけですよ。だから、目には目を、歯には歯をというものがありますから。

なので、私、刑法を今回一部改正するに当たつて、いろいろな被害者の方がいらっしゃる。そのときに、特に昨日、木村さんの一部御視聴されたというのであると、木村響子さんがお嬢さんを亡くされてからの、これまでのつらさ、それから御苦労、大変なものが、お金もかかっている、そこに対しても、この刑法の一部を改正する法律案であつて、響子さんの受けたダメージというものに

対して、昔だったら復讐してやるで済んだかもしません。でも、今は刑法があつて、国家がその復讐権を奪つているわけですから、私は、今回の法改正で、木村さん始め被害者の方々のその思いに応じているのかどうかが非常に疑問なんです。

そこは、大臣は、自信を持つて感じられるところを考えでしょうか。

○古川国務大臣 冒頭に、委員の方から、法制審に諮詢をしたときの動機についてお尋ねがございましたけれども、ことの関わり方も出てくるかな

などと思いますけれども、何か特定の個別事件への対応ということのみ目的としてこの法整備を行おうというのではございません。

○鎌田委員 次に参ります。資料の一、併せて二

を御覧いただきたいと思います。

今日は、二之湯国家公安委員長、國務大臣にもお越しをいただきました。ありがとうございます。二之湯大臣には、警察の対応について伺いたいと思います。

資料の特に二の方なんですが、これは法制審にも提出をされている資料でありまして、令和二年中に侮辱罪のみにより第一審判決・略式命令の

あつた事例ということで、三十例がこのように法

制審では資料として提出をされています。

これをちょっと目を通してみると、六番のところ

で、「配信動画で「B.M.、ブタ」と放言」、B

Mって何だろう、私、分からんんですけども、十六番だと、「自己中でワガママキチガイ」

〔変質者じやけー〕、二十二番ですと、「情報誌を

発行する企業の代表取締役が、誌面の下部に「ふしだらな〇〇〔被害者名〕」とか、二十九番にいく

と、「路上において、被害者に対し、大声で「くそ

ばああが。死ね。」などと言つたもの。」。

私、街頭演説していると、くそばあ、死ねとよく言われるんですよ。その言つた方には多分くそばあで、それから、死ねの対象なんでしょうけれども。

これがその三十例だと思うんですね、ずっと法

務省さんから御説明のあつた。

二之湯大臣にお伺いしたいんですけれども、まず、昨年の侮辱の容疑による被害届と相談届出数の件数を教えていただけますでしょうか。

○二之湯国務大臣 侮辱罪として相談を受けた件数を把握はしておりませんが、警察が侮辱罪としている件数を把握するといふべきはあります。

○鎌田委員 侮辱の、冒頭、把握していないとおっしゃったのは何でしたつけ、ごめんなさい。(発言する者あり)相談ですね。失礼いたしました。

侮辱の相談によるものは把握していないということは、どういう意味なんでしょうか。普通、警察署に、こういうことで被害届あるいは相談で行くと、警察の方々はどんな事案でもメモに残したり記録を取つたりするものでありますけれども、なぜ、相談件数を把握されないんでしょうか。

侮辱の相談によるものは把握していないということは、どういう意味なんでしょうか。普通、警察署に、こういうことで被害届あるいは相談で行くと、警察の方々はどんな事案でもメモに残したり記録を取つたりするものでありますけれども、なぜ、相談件数を把握されないんでしょうか。

二之湯大臣 警察では、国民から寄せられた相談に対しまして、迅速、確実に、組織的な対応、全警察署として取り組んでおるわけでござりますけれども、そういうことで、侮辱罪に関する相談については、相談業務を組織的に、署を挙げて管理する上で、他の業種と区別する必要がございません。したがいまして、その件数を把握していませんといふことではございます。

二之湯国務大臣 警察では、お一人だけに相談に對しまして、迅速、確実に、組織的な対応、全警察署として取り組んでおるわけでござりますけれども、そういうことで、侮辱罪に関する相談については、相談業務を組織的に、署を挙げて管理する上で、他の業種と区別する必要がございません。したがいまして、その件数を把握していませんといふことではございます。

二之湯国務大臣 いざれにいたしましても、侮辱罪に関する相談が寄せられた場合には、この度の法定刑の引上げの趣旨も踏まえつつ、適切な対応を警察署として取り組んでまいりたい、このように思つております。

鎌田委員 他の業務と区別することが日常はないということは、つまり、相談を受けたとき、侮辱ということでの相談を受けたという、書類作成のときなど、その力テゴリーがないんじやないで

いづれにいたしましても、侮辱罪に関する相談が寄せられた場合には、この度の法定刑の引上げの趣旨も踏まえつつ、適切な対応を警察署として取り組んでまいりたい、このように思つております。

二之湯国務大臣 それが、お一人だけに相談に對しまして、迅速、確実に、組織的な対応、全警察署として取り組んでおるわけでござりますけれども、そういうことで、侮辱罪に関する相談については、相談業務を組織的に、署を挙げて管理する上で、他の業種と区別する必要がございません。したがいまして、その件数を把握していませんといふこと、それから、先ほどは、侮辱の相談件数を把握されないんでしょうか。

二之湯国務大臣 お一人だけに相談に對しまして、迅速、確実に、組織的な対応、全警察署として取り組んでおるわけでござりますけれども、そういうことで、侮辱罪に関する相談については、相談業務を組織的に、署を挙げて管理する上で、他の業種と区別する必要がございません。したがいまして、その件数を把握していませんといふこと、それから、先ほどは、侮辱の相談件数を把握されないんでしょうか。

二之湯国務大臣 お一人だけに相談に對しまして、迅速、確実に、組織的な対応、全警察署として取り組んでおるわけでござりますけれども、そういうことで、侮辱罪に関する相談については、相談業務を組織的に、署を挙げて管理する上で、他の業種と区別する必要がございません。したがいまして、その件数を把握していませんといふこと、それから、先ほどは、侮辱の相談件数を把握されないんでしょうか。

管理する上で他の業種と区別する必要がないことから、侮辱罪だけについて件数を把握するということを考えていています。

○二之湯国務大臣 侮辱罪に限らず、他の刑法犯についても、警察としては全てについて罪名ごとに相談の件数を把握はしているわけではありません。

○鎌田委員 そうすると、これから先なんですが、関法が成立をした後は、全国の都道府県警に対し、この侮辱罪法定刑引上げに基づいて様々な指示が警察庁から出されると思うんですけれども、法制審の動きも御存じだったと思

うんですけども、全国の都道府県から意見聴取などはされたんでしょうか。

○二之湯国務大臣 今回の侮辱罪の法定刑引上げに係る刑法改正法案に関しまして、法制審議会の刑事法部会における議論等に際しまして、警察庁において、各都道府県警察から意見聴取等を実施したこととはございません。

二之湯大臣 法制審に警察庁の方は、お一人だけたかな、お出になつていらっしゃるんですけども、実際にこういう案件が発生したときに動くのは現場の都道府県の警察の方々ですよね、一番最初に動くのは、その方々から意見が聴取されていないということ、それから、先ほどは、侮辱の相談件数を把握していない。

二之湯国務大臣 法制審に警察庁の方は、お一人だけたかな、お出になつていらっしゃるんですけども、実際にこういう案件が発生したときに動くのは現場の都道府県の警察の方々ですね、一番最初に動くのは、その方々から意見が聴取されていないということ、それから、先ほどは、侮辱の相談件数を把握していない。

二之湯国務大臣 お一人だけに相談に對しまして、迅速、確実に、組織的な対応、全警察署として取り組んでおるわけでござりますけれども、そういうことで、侮辱罪に関する相談については、相談業務を組織的に、署を挙げて管理する上で、他の業種と区別する必要がございません。したがいまして、その件数を把握していませんといふこと、それから、先ほどは、侮辱の相談件数を把握されないんでしょうか。

け訂正をさせていただきます。

法制審の部会に入っていた弁護士、私、委員と申し上げましたが、幹事として参加されておりませんで、幹事として参加していただきて、議論の中で私どもの諮詢に対して同意する内容の意見を述べておられたというふうに訂正させていただきます。失礼いたしました。

それで、今お尋ねでござりますが、法務当局として、お尋ねのような観点での統計的な把握をしておらず、お答えすることは困難でございます。

○鎌田委員 再犯統計はないということで、答える

られないということでした。全く分からぬところですね、これから先。

また、済みません、二之湯大臣にお伺いします。

私が、先ほどもちょっと触れましたが、街頭演説をしていて、鎌田、おまえ、ばあだから、とつと消えろよと言われた場合、私はその場で現行犯の私人逮捕は可能ですよ。

○二之湯国務大臣 まず私の方から答弁させていただきます。

現行犯については、現に罪を行い、又は罪を行い終わった者は現行犯人とされておりまして、現行犯については何人も、逮捕状なくしてまず逮捕することができる」とされているわけでございます。

○鎌田委員 ごめんなさい、二之湯大臣、済みません、私がお伺いしたのは、私が街頭演説をしていて、鎌田、おまえ、ばあなんだから、とつと消えろと言われたら、その場で私が現行犯の人逮捕をすることは今回の法改正に該当しますよねという確認なんです。しますか、しませんか。お願いします。

○川原政府参考人 お答えいたしました。

刑訴法上、現行犯人は、何人も、逮捕状なくし

てこれを逮捕することができるものでござります。

が、現行犯というのは犯罪を犯したことが明らかにな場合でございまして、委員はその具体的な事例を前提にお尋ねになつておりますが、その具体的な事例

を逮捕の可否の御質問に対しては一概にお答えいたしました。

○鎌田委員 今のお尋ねでござります。

○鎌田委員 今のお尋ねでござります。

きましては、具体的な事実関係によつて定まるも

のでござりますので、この場でそれを前提とした

逮捕の可否の御質問に対しては、一概にお答えいたしました。

○鎌田委員 今のお尋ねでござります。

○鎌田委員 今のお尋ねでござります。

きましては、具体的な事実関係によつて定まるも

のでござりますので、この場でそれを前提とした

逮捕の可否の御質問に対しては、一概にお答えいたしました。

○鎌田委員 今のお尋ねでござります。

きましては、具体的な事実関係によつて定まるも

のでござりますので、この場でそれを前提とした

逮捕の可否の御質問に対しては、一概にお答えいたしました。

○鎌田委員 今のお尋ねでござります。

きましては、具体的な事実関係によつて定まるも

のでござりますので、この場でそれを前提とした

逮捕の可否の御質問に対しては、一概にお答えいたしました。

○鎌田委員 今のお尋ねでござります。

きましては、具体的な事実関係によつて定まるも

逮捕要件に当たるわけですから、侮辱された、私は逮捕だ、現行犯だ、これができますねとお聞きしているんですよ。

○川原政府参考人 まず、再三のお答えで恐縮ですが、委員は具体的な文言を前提として、これがお尋ねがございました。

そこでお尋ねになつておりますが、具体的な事例が侮辱罪に該当するかどうかという点につけてお尋ねでござります。

○鎌田委員 今のお尋ねでござります。

○鎌田委員 今のお尋ねでござります。

きましては、具体的な事実関係によつて定まるも

のでござりますので、この場でそれを前提とした

逮捕の可否の御質問に対しては、一概にお答えいたしました。

○鎌田委員 今のお尋ねでござります。

○鎌田委員 今のお尋ねでござります。

きましては、具体的な事実関係によつて定まるも

のでござりますので、この場でそれを前提とした

逮捕の可否の御質問に対しては、一概にお答えいたしました。

○鎌田委員 今のお尋ねでござります。

きましては、具体的な事実関係によつて定まるも

のでござりますので、この場でそれを前提とした

逮捕の可否の御質問に対しては、一概にお答えいたしました。

○鎌田委員 今のお尋ねでござります。

きましては、具体的な事実関係によつて定まるも

のでござりますので、この場でそれを前提とした

逮捕の可否の御質問に対しては、一概にお答えいたしました。

○鎌田委員 今のお尋ねでござります。

きましては、具体的な事実関係によつて定まるも

警察の現場でということでござりますが、まずはその犯罪が成立するかどうかという問題をお答えさせていただきます。

今、リツイートやいいねという反応につきましては、教唆犯、幇助犯というものにつきましては、侮辱罪は処罰されておりません。ただ、これ

が、法定刑が引き上げられますと、侮辱罪、あるいは幇助犯、これは従犯とも呼ばれておりますが、教唆犯と従犯、幇助犯が成立するものと考えます。

ただ、お尋ねのリツイートやいいねといった反応が、既に侮辱罪に該当する行為を行つた後に、時系列的に後に行わされた場合には、犯罪実行の決意を生じさせる行為にも、他人の犯罪を容易ならしめる行為にも該当しないために、一般的には教唆犯や幇助犯に該当しないと考えられるところでございます。

○鎌田委員 成立するものと考えるという御質問をいただきました。

書き込みをした後の削除、それからアカウントの抹消、これは逃げ得ということになりますか。

○川原政府参考人 お答え申し上げます。

今、お尋ねの中で、まず、私の先ほどの答弁が、いいねやりツイートは犯罪が成立するんだ

が、教唆犯、特に幇助犯が念頭に置かれるんでしょうけれども、幇助犯が成立するんだという答弁だったとお答え、その趣旨で更に逃げ得かというお尋ねであります。

私が申し上げましたのは、一般的なものとして、委員の問題意識は幇助犯にあるということです。

帮助犯に限定させて申し上げますと、私どもが御提案している法改正がなされれば、侮辱罪につ

ても幇助犯、従犯の規定の適用はございます。た

だ、それは一般的な幇助犯規定が適用があるという趣旨の御質問でございまして、委員が具体的に

お尋ねされていますリツイートやいいねといったものにつきましては、一般的に、既になされた侮

辱行為に当たるような、そういうものの後になります。されると、時系列的には後のものでございます。

こういった犯罪が行われた後に、既遂になつた後に行われた場合には、教唆犯の要件であります。犯罪実行の決意を生じさせる行為にも、他人の犯罪を容易ならしめる行為にも該当しないために、該當しない以上は、この場合には帮助犯には該当しないということございまして、私、基本的に、リツイートとかいいねが帮助犯に該当するんだという趣旨の答弁をしていないところでござります。

その上で、じゃ、逃げ得かと言われますと、犯罪の成否は個々の事案によりますので、一般的に、それが逃げ得、すなわち、その逃げ得の御趣旨が犯罪の証拠隠滅的なことをおっしゃっているのだとすると、その前提としての犯罪の成否がお答えいたしかねるだるために、結論的にお答えをいたしました。

○鎌田委員 分かりました。  
先ほどの私も、じゃ、それに沿つて認識を訂正をしたいと思います。

もう時間も迫つてきましたので、済みません、資料の三と四を御覧をいただきたいと思うんですが、資料の三番は、昨日、この委員会に参考人として御出席をされました木村響子さんから御提供された資料の三と四を御覧をいただきたいと思うんです。

このタイトルですけれども、先週の委員会でも私ちょっと触れさせていただいたんですが、これは、木村花さんが番組制作会社とそれからテレビ局と交わした、交わしたという表現が適切かは私も正直分かりませんが、同意書兼誓約書の写しであります。もちろん、テレビ局や番組制作会社は黒くマークーをさせていただいておりますが、番組の悪意ある編集であつたり、誹謗中傷すらを利用して、炎上商法のような形で視聴率稼いでビジネスとしていた大人たちがいるわけで、そういうメディアの責任もある。そして、一方的

に誓約書を書かれて、契約書じゃないんです、誓約書です、私たちはこういうことをしません、

こういうことはしません、もしした場合には多額の損害賠償が発生する、こういったものに一方的に、明確な力関係が働いている中で、言うことを聞かざるを得ない中で、この同意書兼誓約書に、

二十二歳の、二十代前半の彼女はサインをさせられ、そして特に、一枚めくつていただいて、十六番です、「途中リタイアしないことを誓約します」ということに約束させられています。

それから次のページ、十九番、「貴社らが当該投稿を自由に削除することを裏議なく承諾します。つまり、SNSやそういうインターネット上で何か起きた場合、これをどうするかというものは、花さんは権限が与えられていないかつたんでもすね。防御することも、それから反論することも許されない。全て、この番組制作会社やテレビ局がその権限を握っていたと。

それで、一番最後のページ、二十六番ですけれども、後半です、私が線を引いた後半、「私の違反によって貴社方に生じた損害を賠償します。」と。

番組名はここの中にもありますけれども、「テラスハウス」という、これはもう皆様も報道などで公になっています。情報アリティーパン組なんですが、こういう番組を作るときに、途中

リタイアすることは許されないし、プライバシーのことを申し上げて、質問を終わります。時間です。

○鈴木委員長 次に、藤岡隆雄君。

○藤岡委員 立憲民主党 栃木県第四区の藤岡隆雄です。

本日も、やはり地元栃木四区の皆様、そして質問の機会を与えてくださった先輩各位に感謝を申し上げて、質問に入らせていただきたいと思いま

す。その前にまず、やはりインターネット、SNSの誹謗中傷によりお亡くなりになられた木村花さんに、改めて心から哀悼の誠をささげたいと思

ます。

そして、今日、二之湯大臣、国家公安委員長、

上方の図を見ていただきますと、黄色いところがございます。地元で結構、通学路のいろいろな危ない箇所等話があつて、私、PTAの役員等も

ぜかというと、その下の方に、青いところがなっています。そして、ネット上の誹謗中傷が一気に加速するんです。そして、ネット上の誹謗中傷が一気に加速するんです。そして、最終的に本人を追い込むという。

これが今、日本の、夢を持つアイドルになりたいとか、そういう若年芸能者に対しても、一方的に大人のもうけのために、この構図の中に若者たちが巻き込まれていています。

そして、下の図を見ていただきますと、右下のところですね、黄色い視聴者がいて、それから、人が暴力的な、死ね、消えろ、価値がない、そしてそれが拡散される。ところが、こういうものが起きていても、先ほどの同意書、誓約書では、これに対して口外規制は、しないという誓約書になつているんです。

ですので、私は、今回、木村花さんの案件は非常に大きな動機の一つだったと思いますけれども、本人を暴力的な、死ね、消えろ、価値がない、そしてそれが拡散される。ところが、こういうものが起きていても、先ほどの同意書、誓約書では、これに対して口外規制は、しないという誓約書になつているんです。

そこで、この法案でございますが、古川大臣らしくない法案だなというふうに私、本当に思つておられます。是非、法案修正というのを今後考えていただきたいたいなというふうに私は思いました。

そのことを申し上げて、質問を終わります。時間です。

○鈴木委員長 いや、古川国務大臣は、一般的に、他人に対する軽蔑の表示をいうと解されています。その意味で、侮辱罪につきまして、過去、現行犯逮捕の実績というのはあるんでしょうか。

○大賀政府参考人 平成二十九年から令和三年までの五年間で、侮辱罪で現行犯逮捕したものはございません。

○藤岡委員 これまで、それはそういうことでござりますよね。

それでは、改正法案成立後、侮辱罪の厳罰化

で、現行犯逮捕というのも広く可能になるということで、理解でいいんでしょうか。二之湯大臣、お願いします。

○二之湯国務大臣 今回の改正によりまして、侮辱罪の構成要件に変更はなく、処罰の対象となる行為の範囲は変わらないと聞いております。

なお、現行犯逮捕につきましては、今回の改正により、犯人の住居若しくは氏名が明らかでない場合又は犯人が逃亡するおそれがある場合という制限はなくなります。

しかしながら、警察においては、逮捕に当たつては、表現の自由、いわゆる言論の自由等を十分尊重した配意、配慮がなされているものと考えております。改正案が成立すれば、適切な対応がなされるよう警察署を指導してまいりたい、このように思っております。

○藤岡委員 重ねてお聞きしますけれども、したがつて、今、いわゆる現行犯逮捕に関してのこれまで加わっていた条件が、二つの条件がなくなるということで、これは大きなこの法案の違いだと思います。

私は、ある意味刑法は素人でござりますけれども、言論弾圧につながる可能性があるんじゃないとかという指摘をしますと、いや、処罰の範囲も変わらないんだから、何を言つているんだという当然御指摘があると思います。

一方で、一番大事なことは、この逮捕要件が緩和をされる、この逮捕が制度上、これはある意味しやすくなる、広く可能になる、この制度上はそうよね、逮捕が可能になるということです。大臣、お願ひします。

○川原政府参考人 法定刑の引上げに伴う逮捕の要件の変更でございます……(発言する者あり)はい。

侮辱罪の法定刑の引上げによりまして、侮辱罪による逮捕に関しましては、委員御指摘のようないいに、住居不定であることなどの制限がなくなります。しかしながら、逮捕状による逮捕は、從来と

同様に、被疑者が罪を犯したことを探うに足りる相当な理由がある場合において、逮捕の必要性があるときに、あらかじめ裁判官が逮捕の理由及び行為の範囲は変わらないと聞いております。

○藤岡委員 大臣、よろしいですか。逮捕が広く可能になるとおっしゃつてくださいればそれで結構です。

○二之湯国務大臣 逮捕状による逮捕については、刑事訴訟法の規定によりまして、検察官又は司法警察員の請求により、裁判官が、被疑者が罪を犯したことを探うに足りる相当な理由があると認めて逮捕状を発することとしております。

警察はこれまで表現の自由に配意しつつ、法と証拠に基づいて適切に対応してきており、逮捕状による逮捕は、今申し上げたように、裁判官による令状審査を経て初めて行い得るものでありますから、委員御指摘のような政治的な弾圧あるいは言論弾圧的な逮捕が行われることはないと考えております。

○藤岡委員 一番大事なところは、逮捕のできる場合の条件が今回緩和をされるというところが最大のポイントになつてくると思いますが、今、司法官憲の発行する逮捕状の話をおっしゃいましたけれども、逮捕状の請求に関する、一体、発付の割合、どのぐらいの割合ですか。

○吉崎最高裁判所長官代理者 お答え申し上げます。

○藤岡委員 令和二年における通常逮捕状の請求に対する発付の割合は九八・五三%でござります。

○藤岡委員 これは、ホームページ等で拝見すると、却下率は九九・九五%ということでよろしいです。

○吉崎最高裁判所長官代理者 お答え申し上げます。

○二之湯国務大臣 令和二年の通常逮捕状の請求に対する却下率が

〇・〇五%、取下げがございまして、それを合わせたものについて先ほどお答えした九八・五三%の発付割合ということになります。

○藤岡委員 今の九九パーセントといふ割合を考えましても、逮捕状を請求すれば基本的にすぐ出ているというふうなケースということが、今、数字上は明らかになっていると思います。

これは、さつき、二之湯大臣、先に答えていただいちゃつてているんですけど、いわゆる侮辱罪を犯したことを探うに足りる相当な理由がある場合において、逮捕の必要性があるときには、司法警察員の請求により、裁判官が、被疑者が罪を犯したことを探うに足る相当な理由があれば逮捕できちゃうということだと思うんです。ある意味、それは、政治的な弾圧なんて明確には言いませんけれども、さつき、侮辱罪の定義も非常に曖昧です。

今、そういう中で、政府がその気になれば、非常憲が逮捕状を出すことになると思いますけれども、疑うに足る相当な理由があれば逮捕できちゃうということだと思つてます。

○二之湯国務大臣 だから、先生今御心配の質問がございましたから、私としては、表現の自由として、あるいは言論の自由を最大限尊重すべきだ、こういう配意から、そういうことはあり得ない、こういうことを申し上げているところでございます。

○藤岡委員 改正法案のどこにその根拠があるんが、そういうことを教えてください。今までには、正當な、いわゆる刑法三十五条で違法性の阻却という話をされておつたと思うんですが、今は明確にないという話をおっしゃいました。これは、本当に大きな法律の重大な変更といいますか、なりますよね。法律の根拠はどこですか。おっしゃつてください。本当に、大臣、お願いします。

○川原政府参考人 お答えいたしました。

まさに委員が御質問の中で刑法三十五条を言及されています。刑法三十五条の適用につきましては、これは法の改正の前後を通じて変わるものではございませんので、正當な言論につきましては、刑法三十五条によって違法性が阻却をされる結果、犯罪は成立しないといふことでございます。

○藤岡委員 私は先ほど丁寧に申し上げました。

閣僚又は国会議員を侮辱した方は逮捕される可能性がありますか。可能性があるかどうかだけ教えてください。

○二之湯国務大臣 可能性はほとんどゼロ%に近いんじゃないかと思います。

○藤岡委員 ほとんどゼロ%というか、じゃ、可能性があるということによろしいですか。あるかどうかでお答えください。

○二之湯国務大臣 ありません。

○藤岡委員 申されていても、制度上そくなつてしまつてはいるわけですよ。

○藤岡委員 では、これを聞きます、二之湯大臣に。

閣僚又は国会議員を侮辱した方というのは逮捕される可能性がありますか。可能性があるかどうかだけ教えてください。

○二之湯国務大臣 可能性はほとんどゼロ%に近いんじゃないかと思います。

○藤岡委員 閣僚又は国会議員を侮辱した方は逮捕される可能性があるんですかと申し上げました。それに対して、ありませんとおっしゃいました。ありませんとおっしゃつたということは、刑法三十五条の解釈も、正当な業務による今行為とおっしゃいまし

た。この業務というのは反復継続の、本当はそういうふうな解釈だと思いますから、普通にやじられたとか、ネット上で書き込まれただとか、そんな業務として行つていいこともあると思います。そういう批判も含めて侮辱された場合、一切ないといふうにおつしやいましたから、そろいふうに法律を変えていたぐといふことでよろしいですか、修正。

二之湯大臣、お願ひします。これは、責任を持つて、閣議決定されていますからね、法案は是非、法案修正してください。お願ひします。そうなつていませんから、今。

○川原政府参考人 お答え申し上げます。

私は、刑法三十五条を先ほど出しましたが、業務という言葉は使っておりません。正当行為でござりますので。

あれば、条文の書き方はございますが、刑法三十五条は、社会的に正当な行為の適用がありますので、業務のことは言及しておりません。

○二之湯国務大臣 不当な弾圧をすることによって逮捕されるということはない、こういうことでござります。

○藤岡委員 少なくとも、閣僚又は国会議員を侮辱した者は逮捕される可能性があるかと聞きました。それに対して、ありませんといふにはつきりおつしやいました。それであれば、その根拠はありません、はつきり言えば。その明確にないと言つ切れるだけの根拠はないはずです。であれば、法案修正をお願いしますということを申し上げておりますが、古川大臣、いかがでしょうか。

○二之湯国務大臣 私の申し上げたところは、不当な弾圧として逮捕することはない、こういうことでござります。

○藤岡委員 私は、そういう不当な弾圧とか、言葉に限定をかけて聞いておりません。丁寧に言葉を使って一応聞いておりますので。あくまで、日本をよくしたいと思って、閣僚又は国会議員を侮辱した者は逮捕される可能性があるんですか。あるんですか、可能性が。

○二之湯国務大臣 先生が言われることがよく分からぬんですが、政治家を、不当な弾圧として逮捕することはないということを御了解いただきたいと思います。

○藤岡委員 あつてはいけないではなくて、可能是あるんですけど、だからあるということでおいでございます。

○二之湯国務大臣 それで、私は、閣僚又は国会議員を侮辱した者は逮捕される可能性がありますかと言つて、ありませんとおつしやいました。可能性があるんですか、だから。

○藤岡委員 少なくとも、質問の内容を理解をじていただきたいなということをまず思います。

○二之湯国務大臣 言論の自由を弾圧するということを私は言つていいわけですね。そんなことをおつしやっているわけです。それはあくまで、そうでしょう、侮辱するといふことは、侮辱することによって政治家が逮捕されるということはあります。

○鈴木委員長 御静粛に。

○藤岡委員 これはちょっと、考え方、全く整理がされていないのかなと思います。だつて、侮辱をした者が逮捕される可能性は、さつきありませんとあくまでおつしやいました。ないのであれば、その根拠は今この法律にはないと思います。私は、今回の改正法案には可能性がないと言いつけるものはないと思います。であれば、法案修正をすることはあります。まずは、今回の法整備は正当な言論活動を処罰の対象とするものではございませんので、おつしやっているような侮辱行為が、これはあくまでおつしやいます。

○川原政府参考人 お答えいたします。

○藤岡委員 ちよつと、答えていただけませんか。可能性があるんですか。これは大事な審議ですから、あるんでしょう。

○二之湯国務大臣 あつてはならないということでおいでございます。

○藤岡委員 ちよつと、答えていただけませんか。可能性があるんですか。これは大事な審議であります。

○二之湯国務大臣 あつてはならないということでおいでございます。

○藤岡委員 今、刑事局長から、一概にお答えすることはできないという話がございました。まさに、ここに曖昧性があるわけでございます。その運用によって、もちろん、時の権力が、これは言論弾圧だなんてそんなことを言つて逮捕するなんですがまさに時の権力のいかんによって行われるることは、それはないです。そうじゃなくて、これは侮辱だと言つて逮捕する、それが実質的に弾圧のよう見えませんか、見えるんですね、それがまさにこの法整備は正当な言論活動を処罰の対象とするものではございませんから、逮捕されることはできませんよ、修正しなくてはいけませんよといふことだと思うんです。

○川原政府参考人 おつしやいました。そうですね、あつてはいけない、おつしやいました。そうですね、あつてはいけないですね。だからこそ、今のままだと、ある可能性がありますよね、だからこそこの法案は今までにはいけませんよ、修正しなくてはいけませんよといふことだと思うんです。

○藤岡委員 先ほど、二之湯大臣も、あつてはいけない、おつしやいました。そうですね、あつてはいけないですね。だからこそ、今のままだと、ある可能性がありますよ。二之湯大臣の後にこれからいろいろな国家公安委員長、当然担当されますよね。その可能性がこの法案は残るということですから、将来に対して禍根を残す可能性があります。

○二之湯大臣 二之湯大臣、これはやはり修正すべきだと思いませんか、どうですか。

○二之湯国務大臣 先ほどから私は度々申し上げているように、不当な弾圧として逮捕されることはありませんか、どうです。

○藤岡委員 正当なのところも、また非常に解釈が摇れるところだと思うんですよね。何が正当なんですか。

○二之湯国務大臣 インターネットで、誹謗中傷で、政治家、閣僚や国会議員に対して誹謗中傷される、書き込みがある。例えば、総理の器ではないとか、いろいろな書き込みがあると思います。それに対して、正當など、一体どういう基準でこれはやられるんですか。何が正当で何が正当じゃないんですか、それがそれで、そうだったら、そういうふうに是非、法案修正が必要ですよねということを申し上げています。

○川原政府参考人 その考え方はどうですか、二之湯大臣、法案修正するべきだと思いませんか。

○二之湯国務大臣 私は、国会議員とか大臣に対するやじを飛ばした人、侮辱した人が逮捕されるんですか。何が正当で何が正当じゃないんですか、それがそれで、そうだったら、そういうふうに是非、法案修正が必要ですよねということを申し上げます。

○二之湯国務大臣 そして、ちょっと訂正させていただきますけれども、侮辱罪を犯した者が、多少の可能性がある。それでも、侮辱罪を犯した者が、多少の可能性がある。そして、逮捕される可能性はまだ残つておるということがございますから。(藤岡委員「多少の可能性は

<p>ある、つまり、逮捕される可能性があるということがよろしいですか」と呼ぶだけれども、再三申し上げていますように、言論の自由あるいは基本的人権、そして、そういうことを配慮しつつ警察としても対処してまいりますから、そういうことは、私も、思いとしても、あつてはならないし、ないように願いたい、このように思つております。</p> <p>○藤岡委員 法制審も含めまして、刑事局長の答弁も含めまして、変わることはない。</p> <p>例えば、そういう捜査によるいろいろな手続なりが全て、ある意味最悪の状態、権力の暴走という事態を想定されていないと思うんですね。今回は、この逮捕が広く可能になるというところが大ききなりです。これは本当に扱いを間違えると、実質的に弾圧につながるようなことが起こります。したがつて、今回は、大臣もおつしやつてくださつているように、あつてはいけない、そうですね。だからこそ、法案をもつときちつと整備をしていかなければいけないと思うんです。</p> <p>ちなみに、加害目的等誹謗罪ですね、議員立法の提出者の米山議員にお伺いしたいんですが、これはどんな工夫をされていますか。</p> <p>○米山議員 加害目的誹謗等罪では、明文で公共の利害に関する特例を定めることにより、处罚すべき誹謗中傷と正当な意見、論評や政治に対する正当な批判等を適切に分けることができる罰条でございます。</p> <p>人の心は複雑であり、例えば、総理大臣がそんなことを言わないのでくださいと言つていることを知つていても、義憲に駆られて、国会で事実と異なる答弁をするとは總理はうそつきだと言つてはあります。そのような言葉は、それ自体は恐らく加害目的にも認定し得ると思われますが、同時に、公共の利害に関する事実に係り、公益目的になされたものとも考えられます。そのような言論が自由になされることは、民主主義を維持するためには極めて重要なことです。</p> <p>そのため、本罪では、公共の利害に関する事実</p>
<p>に係り、かつ、その目的が専ら公益を図ることにあります。あつたと認める場合には、事実の真否を判断し、真実であることの証明があつたときはこれは罰しないという条項を適用することでこれを処罰しないこととしたものです。</p> <p>この公共の利害に関する発言は処罰しないとの特例により、正当な意見、論評や政治に対する正当な批判は処罰の対象とならず、処罰すべき誹謗中傷とその範囲を客観的基準に基づき適切に画することになります。</p> <p>なお、政府案では、「法令又は正当な業務による行為は、罰しない。」とする三十五条をもつて、正当な意見、論評は侮辱罪の処罰対象とならないと説明されていますが、何が正当業務に当たるのか明らかでなく、国家公安委員長がどう考えるかによって簡単に解釈が変わってしまうという極めて不安定な条文でございます。このように不安定な条文では処罰範囲がどこにあるのか全く明確でないことを申し添えさせていただきます。</p> <p>○藤岡委員 ありがとうございます。</p> <p>まさに、今日この場でも国家公安委員長の解釈が変わりました。変わったというのかどうなのか、ある意味あり得ないというふうな答弁がなされました。それだけこの法案審議に非常に重大なところの問題が今明瞭になりましたといふことを私は思います。</p> <p>古川大臣、大臣としてではないですけれども、古川大臣、大臣としてではないですけれども、月刊一議員としてのときだと思いますけれども、月刊日本、二〇二一年の一月号、戦前もこうして時代が転がつていったのだなと思うこともしばしばでしたというふうにもあります。</p> <p>○古川国務大臣 まず、申し上げておきますけれども、表現の自由というのは憲法で保障された極めて重大な権利であります。これを不当に制限する事はできません。この自由、表現の</p>
<p>その意味で、この表現の自由に関しては、法制審議会におきましても様々議論がある中で、表現の自由がきちんと保障されるかという趣旨での議論もなされたというふうに聞いております。そして、様々な議論を重ねて検討した結果、最後には全会一致をもつて法制審の答申の要綱が……(藤岡委員「八対一じゃなかつたでしたつけ」と呼ぶ)いやいや、表現の自由についてはきちんと担保されることになります。</p> <p>特例により、正当な意見、論評や政治に対する正当な批判は処罰の対象とならず、処罰すべき誹謗中傷とその範囲を客観的基準に基づき適切に画すことになります。</p> <p>なお、政府案では、「法令又は正当な業務による行為は、罰しない。」とする三十五条をもつて、正当な意見、論評は侮辱罪の処罰対象とならないと説明されていますが、何が正当業務に当たるのか明らかでなく、国家公安委員長がどう考えるかによって簡単に解釈が変わってしまうという極めて不安定な条文でございます。このように不安定な条文では処罰範囲がどこにあるのか全く明確でないことを申し添えさせていただきます。</p> <p>○藤岡委員 ありがとうございます。</p> <p>まさに、今日この場でも国家公安委員長の解釈が変わりました。変わったというのかどうなのか、ある意味あり得ないというふうな答弁がなされました。それだけこの法案審議に非常に重大なところの問題が今明瞭になりましたといふことを私は思います。</p> <p>古川大臣、大臣としてではないですけれども、古川大臣、大臣としてではないですけれども、月刊一議員としてのときだと思いますけれども、月刊日本、二〇二一年の一月号、戦前もこうして時代が転がつていったのだなと思うこともしばしばでしたというふうにもあります。</p> <p>○古川国務大臣 まず、申し上げておきますけれども、表現の自由というのは憲法で保障された極めて重大な権利であります。これを不当に制限する事はできません。この自由、表現の</p>
<p>その意味で、この表現の自由に関しては、法制審議会におきましても様々議論がある中で、表現の自由がきちんと保障されるかという趣旨での議論もなされたというふうに聞いております。そして、様々な議論を重ねて検討した結果、最後には全会一致をもつて法制審の答申の要綱が……(藤岡委員「八対一じゃなかつたでしたつけ」と呼ぶ)いやいや、表現の自由についてはきちんと担保されることになります。</p> <p>特例により、正当な意見、論評や政治に対する正当な批判は処罰の対象とならず、処罰すべき誹謗中傷とその範囲を客観的基準に基づき適切に画すことになります。</p> <p>なお、政府案では、「法令又は正当な業務による行為は、罰しない。」とする三十五条をもつて、正当な意見、論評は侮辱罪の処罰対象とならないと説明されていますが、何が正当業務に当たるのか明らかでなく、国家公安委員長がどう考えるかによって簡単に解釈が変わってしまうという極めて不安定な条文でございます。このように不安定な条文では処罰範囲がどこにあるのか全く明確でないことを申し添えさせていただきます。</p> <p>○藤岡委員 ありがとうございます。</p> <p>まさに、今日この場でも国家公安委員長の解釈が変わりました。変わったというのかどうなのか、ある意味あり得ないというふうな答弁がなされました。それだけこの法案審議に非常に重大なところの問題が今明瞭になりましたといふことを私は思います。</p> <p>古川大臣、大臣としてではないですけれども、古川大臣、大臣としてではないですけれども、月刊一議員としてのときだと思いますけれども、月刊日本、二〇二一年の一月号、戦前もこうして時代が転がつていったのだなと思うこともしばしばでしたというふうにもあります。</p> <p>○古川国務大臣 まず、申し上げておきますけれども、表現の自由というのは憲法で保障された極めて重大な権利であります。これを不当に制限する事はできません。この自由、表現の</p>

す。

改めて、制度としてこういうふうな道が開かれてしまうこと、これに対してもやはり修正をするべきではないですか。お願ひします。

○古川國務大臣 繰り返し申し上げますが、法定刑の引上げによりまして委員が懸念をしておられますような言論弾圧的な逮捕が可能となるものではございません、これは。

繰り返しになりますけれども、逮捕状による逮捕というのは、従来と同様に、被疑者が罪を犯したことを疑うに足りる相当な理由がある場合において、逮捕の必要性があるときに、あらかじめ裁判官が逮捕の理由及び必要性を判断した上で発する逮捕状によって行われることとなります。つまり、法の規定と裁判官の判断によって逮捕状といふのは発せられるものでありまして、そこに法定刑が引き上げられたから何か逮捕が突然弾圧的になる、恣意的な逮捕につながるというものではありません。

○藤岡委員 制度として道が開かれるということになつてしまふんですけれども、建前としての、たてつけとしての御説明は分かります。しかしながら、その時の總理あるいは閣僚の考え方によつて、侮辱を広く捉え、当然、逮捕されるというふうな制度になつてしまふことがありますよね、可能性があります。そういうふうな制度になつてしまふこと、大臣、本当にいいんですか。いいんでしようか。

○古川國務大臣 繰り返しになるわけですけれども、やはり、表現の自由、あるいは言論の自由も報道の自由もそうですけれども、私は非常にこれが成り立つていく上で極めて重要な要素であつて、それを重視する思いというものは、もちろん、人後にもどるものでもありませんし、何よりもそこをつかさどつてているのは法務大臣という自負を持つております。

一般に、政治家がいろいろな議論を言うことに對して、様々な批判やいろいろな言説はあるでしょう。しかし、先ほど來刑事局長も再三答弁し

ておりますとおり、刑法三十五条におきまして、

正当な行為は違法性を阻却されるわけでありまます。犯罪を構成しないのですね。

ですから、そういう形で、法というものは、例えば、表現の自由を守るためにもしっかりと制度的な保障で構成されておるわけですから、私は、制度としてしっかりとものが備わつてゐる

というふうに思います。

もちろん、その上で、政治をあるべき政治にしていく、つまり、制度を本当に正しく運用していくことは、我々政治を預かる者一人一人の自覚と矜持であろうと思います。

○藤岡委員 大臣が何かそういう暴走をするといふことを今申し上げるわけではありません。

ただ、非常に残念です。とても、このままだと、これは本当に、この法案を容認するようなことはできません。

○川原政府参考人 犯罪の成否に関わることでございます。

人たちは負けるわけにはいかないというふうなことで演説もされましたけれども、こんな人たちに負けるわけにはいかないというこの軽蔑したよう

な演説は刑法三十五条の正当行為に該当するんでしょうか。国家公安委員長、いかがですか。

○川原政府参考人 犯罪の成否は収集された証拠に基づき個別に判断される事柄でござりますので、お尋ねの行為が刑法三十五条の正当行為に該当するかどうかについて一概にお答えすることは困難であることを御理解賜りたいと存じます。

木村花さんの自殺後、誹謗中傷を行つて、二十人弱を特定したものの、侮辱罪に問えたのはそのうち三名だけであったという旨、陳述しております。

木村響子さん、昨日の意見陳述におきまして、木村花さんの自殺後、誹謗中傷を行つて、二十人弱を特定したものの、侮辱罪に問えたのはそのうち三名だけであったという旨、陳述しております。

たつた今ほどから、古川大臣からも、処罰範囲は変わらないというふうに御答弁いたいたいところで恐縮ではございますが、侮辱罪が厳罰化された場合、木村花さんのうちの、特定した二十人のうち処罰される人数は何人になりますでしょうか。

○鈴木委員長 次に、米山隆一君。

〔委員長退席、熊田委員長代理着席〕

○米山委員 それでは、立憲・無所属会派を代表して質問させていただきます。

今ほどの二之湯國家公安委員長の答弁に関して、一応私からも一言御質問させていただきたいんですけれども。

当初の質問は、閣僚又は国会議員を侮辱した者は逮捕されるかという質問でございました。それに対する回答は、可能性はゼロである、ないと言つたわけです。これに対して周りから、三十五条ではというお話が出ておりました

が、ということは、すなわち、国会議員、閣僚に対する侮辱はすべからく、全てが正当行為になら、三十五条ではという解釈を一旦示されたわけです。ところが、その後に、いや、それはそうでないものもあるというふうに実は答弁を変更されたという

ことかと思います。

たつた五分の間で、たつた一人の人がこれほど答弁が変わつてしまつ。つまり、これは、正当行為による区別というものは極めて属人的であり、全くそれに頼つて処罰すべきと処罰すべきでない

ものを画することはできないということを示して

いるのではないかと考えます。

その上で、御質問させていただきます。

木村響子さん、昨日の意見陳述におきまして、木村花さんの自殺後、誹謗中傷を行つて、二十人弱を特定したものの、侮辱罪に問えたのはそのうち三名だけであったという旨、陳述しております。

たつた今ほどから、古川大臣からも、処罰範囲は変わらないというふうに御答弁いたいたいところで恐縮ではございますが、侮辱罪が厳罰化され

た場合、木村花さんのうちの、特定した二十人のうち処罰される人数は何人になりますでしょうか。

○大賀政府参考人 個別の事案に関する答弁は差し控えさせていただきたいと考えておりますけれども、今回の改正におきましては侮辱罪の構成要件に変更はございませんので、処罰の対象となる

行為の範囲は改正法の成立前後で変わるものではないと承知をいたしております。

○米山委員 そうなんです。だから、相変わらず、二十人、誹謗中傷した人がいる中で、三人しか処罰できないんですね。

古川大臣、先ほど来、インターネット上の誹謗中傷に迅速に対応するためにこの法案を作つたとおっしゃられていますけれども、全く対応できていないと思うんですが、御所見はいかがですか。

○古川國務大臣 今般の法整備によりまして、侮辱行為を抑止し、また、当罰性の高い悪質な侮辱行為に対しても、これまでよりも厳正な対処を可能とすることが、これがインターネット上の誹謗中傷対策になると考えております。

すなわち、今般の侮辱罪の法定刑の引上げにより、公然と人を侮辱する侮辱罪について、厳正に対処すべき犯罪であるという法的評価を示すこと

でこれを抑止する効果がある、そして、インターネット上で行われる当罰性の高い悪質な侮辱行為に対しても、これまでよりも厳正に対処することが可能となるというところでございます。

インターネット上で行われる悪質な侮辱行為は、時に人を死に追いやるようなあつてはならない行為であつて、重大なものであります。法定刑の引上げによる抑止と厳正な対処によつて、このような悪質な侮辱行為の根絶を図るのだということが対策として大事な姿勢だというふうに考えております。

また、処罰対象とならない事案であつても、被害に遭われた方からの人権相談への対応など、行政的な諸施策を推進していくことが重要だというふうに考えております。

○米山委員 大臣、毎回同じのを読まれるのは非常に私はちょっと残念なんですけれども、多分御理解いただいていると思うので。

厳正に対処する、厳正に対処すると言つていま

すけれども、木村花さんのようなそれこそ非常に悲惨な誹謗中傷があつて、それが二十人ちゃん

個人も特定されているけれども、たつた三人だけ



したメールでございます。これは、私、国会議員ではありますけれども、国会議員としての業務に対する誹謗中傷ではありません。単に、この人にブロックされているのに、済みませんね、にもかかわらず、私、別のアカウントでその人を見て、この人何言っているんだと思つて、その人を批判したら、相変わらずストーカーみたいで気持ち悪い人だなというふうに、インターネット上、SNS上で公然と侮辱されたわけでございます。

この侮辱は侮辱罪に当たるか当たらないか、御回答をお願いします。

○川原政府参考人 委員の方から具体的な事例を示しての御質問でございます。

これまで再三お答えをしているところで恐縮でございますが、犯罪の成否は収集された証拠に基づき個別に判断される事柄でございますので、お尋ねの行為が侮辱罪に該当するか否かについて一概にお答えすることは困難であることを御理解賜りたいと存じます。

○米山委員 それはそうだという声が、独り言が聞こえましたけれども、インターネット上の犯罪ってみんなこのぐらいですよ、証拠って、私やつていますけれども。だって、インターネット上にあって、これ以上何の証拠があるんですか。これ以上の証拠がなければ答えられないということは、つまり、あらゆる犯罪について、それは該当するかしないか全く誰も答えてくれないということです。

先ほど鎌田委員の資料にもございました法制審にあった例から見れば、これは、ストーカーみたいで気持ち悪い人だなと書いてあるわけですか。十分侮辱罪に該当すると思うんですけども、該当するかしないか、もう一度御回答いただけますか。それとも、判断できないなら、何があつたら判断できるのか教えてくれますか。

○川原政府参考人 お答え申し上げます。

具体的な事案における犯罪の成否を確定するのは刑事手続でございます。したがいまして、具体的な事案における犯罪の成否は、その当該刑事手続に

おきまして、捜査機関が収集した証拠に基づき判断される事柄でございますので、法務省として、このお示しの事例について、犯罪の成否についてお尋ねということでございます。これは一概にお答えすることは困難である旨、申し上げているところでございます。

○川原政府参考人 委員の方から具体的な事例を示しての御質問でございます。

これまで再三お答えをしているところで恐縮でございますが、犯罪の成否は収集された証拠に基づき個別に判断される事柄でございますので、お尋ねの行為が侮辱罪に該当するか否かについて一概にお答えすることは困難であることを御理解賜りたいと存じます。

○米山委員 これは、私は困るので、しかも刑事手続しなきやうんすれども、つままり、こんなに具体的な事例があるのに、これが犯罪に該当するかしないか分からぬんですよ。この経産省の官僚さん、困らないわけです。刑事手続があるまで分からぬわけですよね。

○大賀政府参考人 一般論として、申し上げますと、要件の整った告訴がございました場合には、これを受理して、適切に対応することとしております。

○米山委員 そういうことになるんですよ。

○古川国務大臣 これは結局、余りにも侮辱というものがどこにあります。全部それはその場で証拠だけで決めればいい、そういうことです。要らない、全部それはその場で証拠だけで決めればいい、そういうことです。

○古川国務大臣 法と証拠に基づいて、裁判によって判断、確定というふうに申し上げました。そして、刑法典というものがあるって、それが判断基準として一つの指針を示すものとなつていくといふものだと思いますけれども、いずれにしましても、法と証拠に基づいて、裁判によって判断といふものはなされるものであります。

先ほど来、委員がここで提示しておられますような個別の案件についての判断を私がここで軽々に申し上げることは差し控えたいということを申し上げております。

○米山委員 それはおかしいんですよ。法務大臣がそのような答弁をされるのは非常にがつかりすぎるんですけれども。

○米山委員 それは最終的な刑罰は裁判で決めますよ。でも、法務大臣、先ほど来、一般予防、一般予防と言つていらっしゃいますよね。一般予防って、自分の行為が刑罰に当たるかどうか、裁判前に分かれなければなりません。そうでしょう。

○古川国務大臣 お答え申し上げます。

お尋ねの事例について、犯罪の成否についてお尋ねということでございます。これは一概にお答えすることは困難である旨、申し上げているところでございます。

○古川国務大臣 犯罪の成否というものは、法と証拠に基づいて、裁判によつて判断、確定されるものであります。

おきまして、捜査機関が収集した証拠に基づき判断される事柄でございますので、法務省として、このお示しの事例について、犯罪の成否についてお尋ねということでございます。これは一概にお答えすることは困難である旨、申し上げているところでございます。

○古川国務大臣 これはまた結構重要な御答弁だと思います。私もそれは困るので、しかも刑事手続しなきやうんすれども、つままり、こんなに具体的な事例があるのに、これが犯罪に該当するかしないか分からぬんですよ。この経産省の官僚さん、困らないわけですね。刑事手続があるまで分からぬわけですね。

○米山委員 今お尋ねのように、個別具体的な事案について、この場においてその判断を法務大臣として申し上げることはできません。

○米山委員 今の答弁、ちょっと聞き捨てならないと思いますよ。これは言つていいのか悪いのか、明日逮捕に来るのか来ないのか、まるで分からぬと思います。刑法手続があるまで分からぬと思いますよ。

○古川国務大臣 まず、この侮辱罪の構成要件については条文において明示されています。

それから、繰り返しになりますけれども、犯罪の成否というのは、法と証拠に基づいて、裁判によつて判断、確定されるものであります。先ほど来私が申し上げておりますのは、具体例を示されたわけです、そこに対して、私が、その犯罪の成否というようなことについて法務大臣として何や裁判所に不当な影響を与えるおそれがありますし、社会一般に対し、何か一定の予見を与えるといいますか、誤解を与えることにもなりかねない、そういうことですから、コメントを慎む、差し控えたいということを申し上げているんです。

○米山委員 それは本当にびっくりするんですけども、私、何もここで確定判決を下さいなんて言つていません。全然、確定判決したいなんて言つていません。私が聞いているのは、子供が親に、スーパーで、お母さん、このパンを持っていつお金を払わず出ていくの、そうした

立するものですよ。

逆に、それができない、裁判になるまで分からぬんだつたら、それはありとあらゆる言論が萎縮してしまうんです、分からぬんだから。それは、我々がつと言つてはいる、言論の萎縮のおそれがありますよねと。幾ら政府がちゃんとやると言つたって、条文上はつきりしない、構成要件がはつきりしない、それでは駄目ですよと何度も例を示しているわけですよ。例を示しているのに、私の恥ずかしい思いをして出したこのツイートに対してだつて、これが該当するかどうか分からぬ。じゃ、何の一般予防効果もないぢやないですか。

○古川国務大臣 まず、この侮辱罪の構成要件については条文において明示されています。

それから、繰り返しになりますけれども、犯罪の成否というのは、法と証拠に基づいて、裁判によつて判断、確定されるものであります。先ほど来私が申し上げておりますのは、具体例を示されたわけです、そこに対して、私が、その犯罪の成否というようなことについて法務大臣として何や裁判所に不当な影響を与えるおそれがありますし、社会一般に対し、何か一定の予見を与えるといいますか、誤解を与えることにもなりかねない、そういうことですから、コメントを慎む、差し控えたいということを申し上げているんです。

○米山委員 それは本当にびっくりするんですけども、私、何もここで確定判決を下さいなんて言つていません。全然、確定判決したいなんて言つていません。私が聞いているのは、子供が親に、スーパーで、お母さん、このパンを持っていつお金を払わず出ていくの、そうした

立するものですよ。

逆に、それができない、裁判になるまで分からぬんだつたら、それはありとあらゆる言論が萎縮してしまうんです、分からぬんだから。それは、我々がつと言つてはいる、言論の萎縮のおそれがありますよねと。幾ら政府がちゃんとやると言つたって、条文上はつきりしない、構成要件がはつきりしない、それでは駄目ですよと何度も例を示しているわけですよ。例を示しているのに、私の恥ずかしい思いをして出したこのツイートに対してだつて、これが該当するかどうか分からぬ。じゃ、何の一般予防効果もないぢやないですか。

○古川国務大臣 まず、この侮辱罪の構成要件については条文において明示されています。

それから、繰り返しになりますけれども、犯罪の成否というのは、法と証拠に基づいて、裁判によつて判断、確定されるものであります。先ほど来私が申し上げておりますのは、具体例を示されたわけです、そこに対して、私が、その犯罪の成否というようなことについて法務大臣として何や裁判所に不当な影響を与えるおそれがありますし、社会一般に対し、何か一定の予見を与えるといいますか、誤解を与えることにもなりかねない、そういうことですから、コメントを慎む、差し控えたいということを申し上げているんです。

○米山委員 それは本当にびっくりするんですけども、私、何もここで確定判決を下さいなんて言つていません。全然、確定判決したいなんて言つていません。私が聞いているのは、子供が親に、スーパーで、お母さん、このパンを持っていつお金を払わず出ていくの、そうした

<p>ではない、それは分離しているから。行政の解釈は最終的ではないですけれども、行政が一定の解釈の基準を示してくれなかつたら、国民はどう動いていいか分からんんです。</p> <p>○古川国務大臣 侮辱罪の構成要件は、条文に明示をされております。</p> <p>○米山委員 公然と侮辱した者は、侮辱の中身を言つてください。</p> <p>○川原政府参考人 お答えいたしました。</p> <p>侮辱罪における侮辱とは、一般に、他人に対する軽蔑の表示をいうと解されているものと承知しております。</p> <p>○米山委員 これは押し問答ですから繰り返しませんけれども、要するに、それでは分からんないです。</p> <p>そして、インターネット上の言論、先ほど鎌田委員が出したいろいろな例と私の例と、全く区別がつかないんです。それは、どんなに政府がきちんとやつたって、言論の萎縮効果をもたらすんです。</p> <p>その一般的事実は、私はお認めいただきたい大事にしてあられるようですから、それは幾ら大臣が心で大事にすると言つたつて駄目なんですよ。制度として、言論の自由が担保されるような分かりやすい構成要件、分かりやすい罰則を作つて、何が罰せられ、何が罰せられないかをきちんと国民に示す責任があるのに、それを一切放棄されておられるということに極めて残念な気持ちです。</p> <p>次に、この三十五条と刑法二百三十条の二のお話をさせていただきたいと思います。</p> <p>名譽毀損罪には、刑法二百三十条の二、「公共の利害に関する事実に係り、かつ、その目的が専ら公益を図ることにあつたと認める場合には、事實の真否を判断し、真実であるとの証明があつたときは、これを罰しない。」という明文規定がありますので、この文章の解釈、条文の解釈の構成要件はどういうものかということにつきま</p>		<p>か、それが分かるわけです。</p>	<p>ところが、侮辱罪にはこの要件はございません</p>	<p>たしました。</p>
<p>も、やはり、こういうときは正当行為なんですか、正当行為でないんですかと聞いて、答えてください。</p> <p>○川原政府参考人 お答えいたしました。</p> <p>侮辱罪がございます。また、これを、私ではなく、ちょっと妻の名前を出して恐縮ですけれども、私の妻がコラムで書いた場合には該当しますか。また、新潟県魚沼市で生肉店を営んでいる私の母が、買いに来たお客様にこの言葉を言った場合には、侮辱罪に該当しますか。それぞれ、法的根拠を基に答えてください。</p> <p>○川原政府参考人 お答えいたしました。</p> <p>委員は、具体的な事例をお示しになつて犯罪の成否をお尋ねになつておるところございまして、犯罪の成否は収集された証拠に基づき個別に判断される事柄でございますので、この場で法務当局あるいは法務省として、その犯罪の成否についてお答えをすることは差し控えたいと存じます。</p> <p>○米山委員 法務大臣にお伺いしますけれども、これは最後までこれでいくということですか。</p>		<p>まだ分からぬと言つたかもしねませんけれども、また分からぬと言つたかもしねません。</p>	<p>か、正当行為でないんですかと聞いて、答えてください。</p>	<p>か、正当行為でないんですよ。</p>
<p>そこで、インターネット上の言論、先ほど鎌田委員が出したいろいろな例と私の例と、全く区別がつかないんです。それは、どんなに政府がきちんとやつたって、言論の萎縮効果をもたらすんです。</p> <p>その一般的事実は、私はお認めいただきたい大事にしてあられるようですから、それは幾ら大臣が心で大事にすると言つたつて駄目なんですよ。制度として、言論の自由が担保されるような分かりやすい構成要件、分かりやすい罰則を作つて、何が罰せられ、何が罰せられないかをきちんと国民に示す責任があるのに、それを一切放棄されておられるということに極めて残念な気持ちです。</p> <p>次に、この三十五条と刑法二百三十条の二のお話をさせていただきたいと思います。</p> <p>名譽毀損罪には、刑法二百三十条の二、「公共の利害に関する事実に係り、かつ、その目的が専ら公益を図ることにあつたと認める場合には、事實の真否を判断し、真実であるとの証明があつたときは、これを罰しない。」という明文規定がありますので、この文章の解釈、条文の解釈の構成要件はどういうものかということにつきましてお答えをすることは差し控えたいと存じます。</p> <p>○川原政府参考人 先ほど来、委員のお尋ねに</p>		<p>ますけれども、この発言は侮辱罪に該当します</p>	<p>ますけれども、この発言は侮辱罪に該当します</p>	<p>か、それが分かるわけです。</p>

○古川國務大臣 正當な表現行為に対する萎縮効果を懸念しておられるということですが、それは私もっともなことだと思います。法制審議会においてもそのような意見があつたというふうに承知をいたしておりますし、それは真摯に受け止めるべきことだというふうに思います。

したがいまして、国民に対する周知ということには適切に対応していきたいというふうに思います。

○米山委員 国民に対する周知は、具体的にどういうものが当たるか当たらぬか言わなければいけないんです。そして、国民に対して言えるのに、国會議員の質問に対する周知などといふのは、それは国会軽視が過ぎます。

大臣 私、また質問しますが、次はきちんと具体的な基準をお答えいただけるんでしょうか。御質問させていただきます。

○古川國務大臣 具体的な、何か、ここからここまでいいけれども、ここからは駄目だというようないふうなことを一概に申し上げることは非常に難しいことあります。

そして、それをあえて私がここで何か発言をするということは、先ほど来申し上げておりますところ、これは捜査機関や裁判所にいろいろな影響を与え得るということから、その答弁は私は差し控えさせていただいているところですけれども、しかし、委員が重ねて指摘をしておられる萎縮効果、萎縮があるのではないか、そういう懸念、そういうことに対する懸念ということは、これは非常に大事な御指摘だと思います。大事なポイントだと思いますから、そこには、国民の皆さんにきちんと周知できるように、何ができるかしつかり考えながら対応していきたいというふうに思います。

○米山委員 国政調査権のある国會議員の質問に對してもきちんと御回答をお願いします。国議員に対しても周知をお願いいたします。

○鈴木委員長 申合せの時間が経過しておりますので。

○米山委員 はい、終わりです。ありがとうございました。

○鈴木委員長 次に、階猛君。

表現の自由を制約するような刑罰の規定、かつて共謀罪というのが問題になつたことがあるんですね。そのときに、目くばせが共謀に当たるかと云ふことを聞いて、それに対して、当たるという趣旨の答弁があつたんです。

そのように、過去には、いわゆる表現の自由を制約する可能性があるものですから、そういうことについては、表現の自由は、憲法上の人権の中でも極めて重い、民主主義的な価値、自己統治の価値が言われています。そうした表現の自由を制約するような立法をするに当たっては、ちゃんとマルクマールを示すというのは、私も政治の責任、国会の責任だと思いますので、是非、今の米山さんの指摘は真摯に受け止めて、しっかりと質問させていただきます。

川原刑事局長、前回の答弁について伺いますけれども、今日の配つてある資料の一ページ目に書いてありますけれども、法定刑引上げの趣旨を適切に勘案して、必要な捜査及び訴追がなされる量刑処分ができるようになるものと考えております。

○階委員 肝腎なことは全く答えていないんですよ。

いいですか。私が聞いたのは、法定刑引上げの趣旨を適切に勘案して、必要な捜査及び訴追がなされる」と、引き上げたことによって、ここで言つてている必要な捜査及び訴追というのは変わつてくるのかということを聞いている。変わるのであれば、その具体的な中身も含めてお答えください。聞いたことはただ答えてください、時間がないんだから

この意味なんですが、侮辱罪を処罰する場合の必要な捜査及び訴追、これが法定刑引上げをすることによって変わるというふうに理解したんですね。が、それでよいですか。

○川原政府参考人 私の先日の答弁についてでございます。

この場で侮辱罪の当罰性ということがしばしば議論になつておりますが、個別事案の当罰性とは別の犯罪類型としての当罰性というものは、それがどの罪の法定刑に示されていると考えられるところでございます。

侮辱罪につきましては、今般の法整備により、その法定刑を引き上げることとしておりまして、

これにより、厳正に対処すべき類型の犯罪であるという法的評価が示されることになります。検査機関においてはそれを前提として対応することとなると思われるところでございます。

その上で、先日來申し上げているところでござりますが、まず、正當な言論につきましては、刑法三十五条が適用されて犯罪が成立しないので、これは訴追ということはできない、犯罪としての訴追はできないところでございます。

また、今般、私どもの改正案につきましては、法定刑上限を引き上げるものの方の拘留又は科料は残しておりますので、犯罪類型ではなくて個別事案の当罰性という点では、当罰性の高いもの、低いもの、それぞれに、それに応じた適切な量刑処分ができるようになるものと考えております。

法定刑上限を引き上げるものの方の拘留又は科料は残しておりますので、犯罪類型ではなくて個別事案の当罰性という点では、当罰性の高いもの、低いもの、それぞれに、それに応じた適切な量刑処分ができるようになるものと考えております。

○階委員 肝腎なことは全く答えていないんですよ。

いいですか。私が聞いたのは、法定刑引上げの趣旨を適切に勘案して、必要な捜査及び訴追がなされる」とおっしゃっていますけれども、そうする

と、引き上げたことによって、ここで言つている必要な捜査及び訴追というのは変わつてくるのか

ということを聞いている。変わるのであれば、その具体的な中身も含めてお答えください。聞いたことはただ答えてください、時間がないんだから

ら。お願いします。

○川原政府参考人 お答えをいたします。

この意味なんですが、侮辱罪を処罰する場合の必要な捜査及び訴追、これが法定刑引上げをする

ことによって変わるというふうに理解したんですね。が、それでよいですか。

○川原政府参考人 お答えを申上げます。

法定刑の引上げによりまして、当罰性の高い行為については、これまでとは違つた重い刑を科す

ことが可能になりますので、これまで訴追されて

いるような類型のうち、当罰性の高いものについて

ては高い量刑がなされるということを考えております。

○階委員 要するに、捜査対象の事件の範囲が変

わるとか、そういう話ではなくて、重い事件は重い事件に見合つた捜査をする、今までと同じよう

な事件についてはそれに見合つた捜査をするとい

うことで、重い处罚が必要なものについてはそれ

に見合う捜査をするという趣旨だと伺いました。間違ないです。そこでうなずいてくれればいい、長いから。はい、うなずきました。うなずきましたので、答弁したと理解します。

さて、昨日の木村響子参考人の発言で、お嬢さんが亡くなつた後、警察とやり取りしたところ、被害者がどこに誰か自分で調べて明らかにしないと被害届すら出すことができない、こんなお話をされていました。私もそのような扱いがあるとすることは見聞きしております。

これは二之湯大臣にお伺いしますけれども、確

認ですが、現在のところは、被害者が被疑者を特定できなければ侮辱罪の告訴を受理しない、そん

な扱いをしているんですか。お答えください。

○二之湯國務大臣 警察では、告訴をする者が

あったときは、これを受理して所要の捜査を行

うことになります。被疑者が特定されない場合でも、要件が整つたものにつきましては受理するものと考えております。

○階委員 そうすると、昨日の木村さんの発言は誤りだったということなんでしょうか。

○二之湯國務大臣 個別の事案に関するこ

とにましてはお答えは差し控えたいと思いますけれども、いずれにせよ、被疑者が特定されていない場合でも、要件が整つたものについては受理するものと考えております。

なお、インターネット上の書き込みを行つた被

疑者の特定に当たつては、被害者の方から発信者情報を開示請求により明らかになつた事項を提供

いたただくなど、協力をいただくことはあると聞いております。

私が聞いているのは、そういう発信者情報を突き止めるのは被害者にとって大変な負担なんですよ。昨日も、何十万、何百万とお金がかかるたと言つていましたよ。そういう負担をしないと被

害届を受理しないんですか。どつちなんですか、お答えください。

<p>○二之湯国務大臣 先ほども申し上げましたように、被疑者が特定されていない場合でも、要件が整つたものについては受理するものと考えております。</p> <p>○階委員 それは聞いたんですよ。その後つけ加えて、発信者情報を調べてもらう、協力を求めるといったようなことを言ったので、そんなことまでしないと受理しないのかということを言つてはいるんです。どうですか。</p> <p>○二之湯国務大臣 さきるだけ、何といいますか、協力をいただくような、そういうSNSの発信業者などからできるだけ協力いただくようなことも努めていかなければならぬ、このように思つておりますけれども。</p> <p>○階委員 大変なことなんですよ、発信者情報を突き止めるのは、一般私人にとって、特にお金を取り持つてない人にとっては大変なことなんですよ。</p> <p>これは、そういう負担を負わせないで、警察の方でやると言つてくれませんか。どうですか。</p> <p>○二之湯国務大臣 例の木村さんの事件のときにも、それ以前から私も党本部のそういう通信部会なんかでおりまして、こういうインターネット上の書き込み、これの発信者の特定ができるないというような話がよくございました。これは大変な費用がかかるということも聞いております。</p> <p>警察としてどういうことができるか、これから検討してまいりたいと思います。</p> <p>○階委員 そうしたことを見抜いていただきたいんですが、今のところは、発信者情報の壁があるせいいかどうか分らないんですが、二ページ目についておりますが、警察で把握している侮辱罪の認知件数、検挙件数は非常に少ないんですよ。令和二年、令和三年は、先ほど警察から答弁ありました。その前、遡つても、認知件数、検挙件数はほぼ二桁台で推移しているわけですね。世の中全体を見渡して、私と米山さんだけでも軽く百件を超えてますよ、インターネットの侮辱を受けるのが。そういう状況の中でこれは少な</p>	<p>過ぎませんか。本当に適切に受理されてきたのかどうかというふうに思うわけです。</p> <p>今大臣もお答えになつたように、これからは発信者情報を突き止める負担も少なくするということが検討するとおつしやつていました。そうであれば、今までと異なつて、侮辱罪の認知件数や検挙件数は法改正後は増えいくんじやないかと思うんですが、それでいいですか。</p> <p>○二之湯国務大臣 今回の改正によりまして、認知件数や検挙件数が増加するかどうかについては、なかなか、はつきりと言つて、評価しにくいところがございます。</p> <p>いずれにいたしましても、被害の届出があれば、被害者の心情にも配慮した適切な対応がなされるよう警察を指導してまいりたい、このように思つております。</p> <p>○階委員 じゃ、逆に、先ほど来、一般予防効果、威嚇効果、抑止効果があると言つているわけだから、今までもし警察が適正に事件を受理していただという前提に立てば、むしろ件数は減るというふうにも考えられるんですが、そこは警察はどう考えておりますか、その点は。</p> <p>○二之湯国務大臣 今の委員の御質問に答える明確な答えが私は用意されておりませんので、ちょっととまた考え方をさせてください。</p> <p>○階委員 要するに、一般予防効果とか抑止効果とか威嚇効果、あるあると言つているんだつたら、その根拠を示すべきだと思うんですよ。抽象的にあるあると言つても、信用できないじゃないですか。</p> <p>だから、今後もし減るというふうに見込んでいるのであれば、その根拠をちゃんと、もうちょっとと客観的な、定量的な、資料などで説明していたのですが、これまで見込んでいたのととし、この際、休憩いたします。</p>
<p>○鈴木委員長 ただいまの件につきましては、理</p> <p>事会で協議いたします。</p> <p>○階委員 あと、侮辱罪の刑が重くなつて、公訴時効の期間が、一年が三年に延びるわけですね。これによつて、捜査に時間を長くかけられるといふことで検挙しやすくなるという説明がなされています。そこで、これについても、現状はどうなつているのかといふふうに思うわけです。</p> <p>現行法の下で、侮辱罪の事件を認知しながら、公訴時効にかかったということで検挙を見送った事案の割合はどのくらいあるのか、国家公安委員長、お願ひします。</p> <p>○二之湯国務大臣 委員お尋ねの件に関しましては、把握していないのが現実でございます。</p> <p>○階委員 これも、だから、本当に今まで時効の壁で検挙ができなかつたのかどうかというのは定かじやないんです。</p> <p>米山委員がさつきお答えになつたとおり、被害者がすぐ届けを出して、しかも、発信者情報などを負担を求めないで、自分で調べないと受理しないとかそういうことをしないでちゃんと受理すれば、一年あれば大抵のものは検挙、起訴に持つてかかるわけですよ。</p> <p>だからこそ、私たちは、本当に時効の壁があるんだつたら、その証拠を出してほしいというふうに思つてはいるわけです、立法事実ですから。それがないということも、今のが提案の正当性が少し疑わしいと言わざるを得ないというふうに思つてはいます。私どもの方では、そうしたことについて対案を出しています。</p> <p>もう時間が来ましたので、午後に回していくと思います。引き続きよろしくお願いします。</p> <p>○鈴木委員長 午後一時から委員会を開くことにとどし、この際、休憩いたします。</p> <p>午後零時四分休憩</p>	<p>昨日の参考人 木村響子さんは、ネット上の誹謗中傷を行つた者に厳罰化を強く希望していらっしゃいました。野党案はこの被害者の処罰感情に応えられるのか、この点について、まず、スピード一に、かつ密度濃く、お答えをお願いします。</p> <p>○米山議員 それでは、御要望どおり、早口で答えさせていただきたいと思います。</p> <p>昨日の委員会において、木村響子参考人からは、侮辱罪厳罰化にプラスして、立憲民主党案のような法律が必ず必要になつてくると思うとの御意見をいただきました。</p> <p>被害者の方々の処罰感情に十全に応えるためには、木村参考人の御指摘のように、刑の厳罰化と処罰範囲の拡大が共に必要となるのかもしれません。しかし、政府が提案する侮辱罪の厳罰化には、原則として逮捕が可能となり、教唆犯や従犯が処罰されることになるなど、単に法定刑が重くなつただけにとどまらない影響があり、言論の自由を強く萎縮させるものでありますから、賛成することはできません。</p> <p>立憲民主党案では、SNS、インターネット上の誹謗中傷という新たな課題に対応するために、次の三つの措置を講ずることとしております。</p> <p>すなわち、加害目的誹謗等罪を創設し、侮辱とは言いづらい誹謗中傷や、DMや電子メール、LINEなどによる公然性を欠く少人数での誹謗中傷などの処罰すべき行為を適切に捉え、犯罪被害者保護法の損害賠償命令制度の対象事件に、名譽毀損罪、侮辱罪、そして新設する加害目的誹謗等罪に係る被告事件を追加し、誹謗中傷の被害者が損害賠償請求を行ふ際の負担を大きく軽減させ、その被害の実効的な救済を図ることとし、プロバイダー責任制限法の発信者情報の開示請求を被害者にとって利用しやすい制度に改めることによ</p>
<p>す。</p> <p>○鈴木委員長 午後一時開議</p> <p>○鈴木委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。</p> <p>○階委員長 引き続き質問をさせていただきます。我々立憲民主党で対案を出していますので、米山委員にお尋ねします。</p> <p>質疑を続行いたします。階猛君。</p> <p>○階委員 引き続き質問をさせていただきます。</p>	<p>○階委員 引き続き質問をさせていただきます。</p> <p>我々立憲民主党で対案を出していますので、米山委員にお尋ねします。</p> <p>質疑を続行いたします。階猛君。</p> <p>○階委員 引き続き質問をさせていただきます。</p>

り、インターネット上の権利侵害に対する被害者救済手段の充実を図ろうとしております。

立憲民主党案は、このような措置によつて、被害者の方々の処罰感情に少なからずお応えすることができているものと考えております。

ただ、その上でも、もしかして、木村響子さんの処罰感情には十分応えられることがあるかもしれません。例えば、昨日の委員会に木村響子さんと一緒に来られた松永さんは、交通事故、暴走事故で妻子を失いました。もしかしたら、被告に非常に重い刑を望んでいたのかもしれません。しかし、過失運転致死傷罪の法定刑は、七年以下の懲役若しくは禁錮又は百万円以下の罰金であり、被告は禁錮五年の刑でした。

最愛の人を失つた家族の処罰感情は時に非常に強くなります、しかし、処罰は、常に公序のバランスを失してはいけません。特にSNS、インターネット上の誹謗中傷は、木村響子さん自身がいみじくも言つていたように、本人はそんなつもりはなく行つていたものが少なくありません。もちろん、その重大な結果に対する責任は強く認識されますが、しかし、処罰は、常に公序のバランスを失してはいけません。特にSNS、インターネット上の誹謗中傷は、木村響子さん自身がいみじくも言つていたように、行為にふさわしい量刑を与える応報刑論の考え方から適切でないと思います。

同時に、木村響子さんは、ガイドラインを作つてくださいとも訴えておられました。一般予防を考えるのであれば、むしろ、刑罰の厳罰化よりも、明確な構成要件を定める、若しくは明確なガイドラインを定めるなどして、刑に何が当たるか当たらないかを明確に示すことの方が重要であると思います。

被害者の処罰感情には寄り添いながら、しかし、刑法の谦抑性と処罰のバランスを忘れないのが、私は、立法府の、法を守る者の矜持であると思ひます。

○階委員 非常に重要な、私は罪刑法定主義の原則にのつとつた御答弁だったと思ひます。すなわち、実体法の適正と手続法の適正、両方が必要だ

ということだから、立憲の案は考えられているといふことだと思います。

もう一点お尋ねしますけれども、米山委員が本会議で答弁されたときに、侮辱罪についても明文で、公共の利害に関する場合の特例のような条項をつけるべきだというふうにお答えされていました。この点につき、具体的な条文のイメージがあれば、お答えいただけますか。

○米山議員 こちらも早口で答えていただきま

す。

政府は、誹謗中傷等対策のための侮辱罪の法定刑を引き上げる案を提出しておりますが、一方で、侮辱罪の処罰範囲については変更しないと答弁しております。しかし、現在の侮辱罪の処罰件数の少なさに鑑みれば、誹謗中傷対策のために侮辱罪を用いることとした以上、今後、運用における処罰範囲の拡大は避けることができないかと、御答弁とは異なり、避けることができるのではないかと想ります。

そうであるとするなら、言論を萎縮させないようする観點から、侮辱罪に、公共の利害に関する場合の特例のよう、刑法二百三十条の二のようない条項をつけるべきではないかと先日の本会議において指摘したところです。

そこで、委員お尋ねの、公共の利害に関する場合の特例のような条項の具体的なイメージについてくださいとも訴えておられました。一般予防を考えるのであれば、むしろ、刑罰の厳罰化よりも、明確な構成要件を定める、若しくは明確なガイドラインを定めるなどして、刑に何が当たるか当たらないかを明確に示すことの方が重要であると思います。

○階委員 非常に重要な、私は罪刑法定主義の原

りすれば、例えば政治家に対する批判的な言論、あるいは非常に有効な措置ではないかと思つています。逆に、これがないがゆえに、侮辱罪を厳罰化すると現行犯逮捕が容易になるというのが午前中もる指摘されたわけですね。

そこで、ここからは国家公安委員長にお尋ねしますけれども、現行犯逮捕、これは逮捕状は必要ないんですね、御案内のとおり。

それで、資料五ページ目を御覧になつてください。条文をつけていますけれども、刑訴法二百十二条「現に罪を行い、又は現に罪を行ひ終つた者を現行犯人とする。」、二百十三条「現行犯人は、何人でも、逮捕状なくしてこれを逮捕することができます。」ということで、逮捕権の濫用というのが非常に気になるわけです。

これは侮辱罪の事例ではないですが、一つ戻つて四ページ、これは札幌地裁の先日の判決ですけれども、安倍首相が街頭演説を行つていては、やじをしている人も恐らく表現の自由だと。それが表現の自由、言論の自由を振るつたわけです。

非常に気になるわけです。

○二之湯国務大臣 私、個人的には、そういう札幌の駅前での安倍首相の街頭演説、これは安倍首相が表現の自由、言論の自由を振るつたわけです。されど、その言ひ分はあるわけございませんけれども、具体的にどのような場合に可能かは刑事訴訟法を所管する法務省にお尋ねをいただきたい、このように思います。

○階委員 後で示しますけれども、警察の捜査規範などは国家公安委員長が国家公安委員会規則として定めているわけじやないですか。だから、逮捕の基準といふものは、まさに捜査の一環として行われるものですから、国家公安委員長に聞いているんですよ。

今後は、侮辱する発言を行つたとして警察に現行犯逮捕される危険も高まるわけです。表現の自由を萎縮させないという見地から、いかなる場合に現行犯逮捕がなされるか、基準を明確にすべきではないかと想ります。

国家公安委員長、警察が現行犯逮捕を行う基準、この法律が変わることを前提として、どういう基準にするか、お答えいただけますか。

私が言つたように、街頭演説やデモで政治家のようない公職にある、権力を持つた人の批判を行つた場合は、事実に基づいていれば例の名譽毀損の二百三十条の二が適用があるわけですから、事実を摘示しない場合は、いかに相手の社会的評価を低下させる内容であつたとしても現行犯逮捕の対象にならないといふことをここで明確にしていただいて、その旨を何か明文のルールとして定めた方がいいと思います。どうですか。大臣、お願いします。

○二之湯国務大臣 繰り返し何遍も申しますけれども、あくまで警察は、言論の自由、表現の自由、そういう憲法に定められた基本的人権を尊重してこういう問題に対処していきたい、このよう



を、身分法を小泉純一郎大臣とともに作り、法案が成立したことを記憶しております。厚労省に、社会復帰モデルについて、南高愛隣会の取組など、そういう取組をなさつてゐると思いますが、御説明いただけませんでしょうか。

○本多政府参考人 お答えいたします。

委員から指摘のありました社会福祉法人南高愛隣会ですけれども、この法人は、故田島良昭前理事長の下で、障害のある累犯者の社会復帰に注力されてきたものと承知しております。

平成十八年度から平成二十年度にかけて、罪を犯した障がい者の地域生活支援に関する研究を実施していただきまして、この南高愛隣会は、地域生活定着支援センターのモデルとなる司法と福祉が連携した支援に取り組んでいただきました。そこで得られた知見が、二十一年度からの地域生活定着促進事業の開始につながつたところでございます。

また、二十一年度以降は、長崎県からの委託を受けて地域生活定着支援センターを運営され、十

年以上にわたって現場での支援の実践を積み重ねてこられたところと承知をしております。

○阿部(弘)委員 今お話しになつたとおりでござります。

例えば、知的障害の累犯というのは、何度も同じような無錢飲食や窃盗、いわゆる万引きなどを繰り返して、何度も刑務所に入る。出所しても居場所がないために、同じような行為を五年以内に何度も起こしてしまう。そういうことはいけないといふことで、長崎県の南高愛隣会の理事長は、生涯を賭して、厚労省の事業が始まるとからこのことをなさつて、そして、長崎刑務所管内では少しでも累犯の障害者が減つていったということです。

その件について、大臣の所見をお願いします。

○古川国務大臣 長崎県の社会福祉法人南高愛隣会と同法人の初代理事長である故田島良昭先生には、出所、出院後に福祉的支援が必要な者が支援

を得られるような道筋をつくつていただいたと承知をいたしております。まさに社会復帰支援の先駆者でありまして、その御貢献は極めて大きく、高愛隣会の取組など、そういう取組をなさつてゐると思いますが、御説明いただけませんでしょうか。

具体的には、田島先生の御尽力により、地域生

活定着支援センターなどと連携をしながら、帰住

先がない高齢や障害を有する被収容者を出所後に適切な福祉的サービスにつなくことが可能となり、また、これを契機として、矯正施設における社会福祉士の配置を広げることにもつながつたと

ころでございます。

また、南高愛隣会におきましては、従来から出所者等を受け入れ、その社会復帰に御尽力をいたしましたが、令和元年には長崎刑務所と南高愛隣会が刑事施設内外における活動や教育に関する協定を結びまして、受刑者の再犯防止に関し更なる御支援をいたいでいるところでございます。

加えて、今年度から、長崎刑務所に九州、沖縄

の刑事施設から知的障害受刑者を集約して、モルタル事業を実施予定でありますけれども、このモルタル事業につきましては、地域の自治体のほか、南

高愛隣会などの関係機関の御理解、御協力を得な

がら進めていく予定となつております。

今後とも、地域生活定着支援センターなどの関係機関と連携して、高齢や障害を有する受刑者の円滑な社会復帰を一層推進してまいりたいと思

ます。

○阿部(弘)委員 先週の質問は、矯正施設、刑務

所の高齢化、認知症受刑者の増加ということを質

問させていただきました。

従来の矯正施設の役割が少しずつ変わりつつあ

る。少なくとも、国民のためにいい方向に変わつ

ていて、知的障害の方々が常同行為といふ、同

じことを繰り返すということをよく御理解いただ

ていこうという取組は本当にすばらしいことだと思いますので、今後とも続けていただきたいと思つております。受刑者の中には一定の障害を持つ方がいらっしゃいますので、よろしくお願ひいたします。

次に、医療観察法の取組についてお伺いいたし

ます。

医療観察法は、御承知のとおり、池田小学校殺人事件をきっかけに、その五年後にできた法律でございます。その仕組みについて、法務省から、概略で結構ですので、御説明いただけますでしょうか。

○川原政府参考人 お答えいたします。

心神喪失等の状態で重大な他害行為を行つた者の医療及び観察等に関する法律、いわゆる医療観察法でございますが、これは、心神喪失又は心神耗弱の状態で殺人、放火等の一定の重大な他害行為を行つた者に対し、継続的に適切な医療を行い、また医療を確保するために必要な観察と指導を行うことによって、その病状の改善とこれに伴

う同様の行為の再発の防止を図り、もつて本人の社会復帰を促進することを目的とするものでございます。

そして、この法律におきましては、今申し上げた対象者に対しまして行うべき適切な処遇を裁判所で決定するための審判の手続、指定医療機関による医療、その確保のために必要な精神保健観察制度などの事項が定められております。

○阿部(弘)委員 私は精神科医でもございます。

そして、この法律におきましては、殺人、放火等の一定の重大な罪として規定される行為を対象行為と定めた上で、同法による処遇の対象者について、刑事責任を負うべき者に対しては刑罰を執行すべき不起訴処分において、対象行為を行つたこと及び心神喪失者又は心神耗弱者であることが認められた者、対象行為について、心神喪失者と認められた者、対象行為について、心神喪失者と認められて無罪の確定判決を受け又は心神耗弱者と認められて刑を減輕され、実際に刑の執行を受けない者を対象としているところでございます。

また、これらの対象行為の罪種につきまして

この医療観察法の指定医療機関というのは、本

当に恵まれた医療環境で、精神医療の中でも特に

予算面では恵まれた施設でございます。しかし、

なかなか、この医療観察法を運用していく上で

じつを繰り返すということをよく御理解いただ

きました。

従来の矯正施設の役割が少しずつ変わつて

いる。少なくとも、国民のためにいい方向に変わつ

ていて、知的障害の方々が常同行為といふ、同

じことを繰り返すということをよく御理解いただ

きました。

願えないでしようか。罪種ですね、ごめんなさい、六罪種をお願いします。

○川原政府参考人 お答えいたします。

法律で定められている六罪種でございますが、

放火、強制わいせつ及び強制性交等、殺人、強盗並びに傷害の六つでございます。

のであることに鑑みまして、心神喪失等の状態でこれらの行為を行つた者について、特に継続的かつ適切な医療の確保を図ることが肝要であることがあります。

が、何よりも、罪を犯した精神医療を提供できる、そして罪を私は必要だと思いますので、今せていただこうと思つております

障害者に関して、  
償うといふことが  
付すること  
あります

ができるようにするという制度として

家族や司法の関係機関等から治療に関する相談があつた場合には、これらの相談拠点や専門医療

から選定されたものでござります。

せていただこうと思つております。では、次の質問に移ります。

すけれど予で、断

薬のための福祉施設、実名は差し控えま  
も、そういうた施設で更に薬物事犯など

等の必要な対応を行つていると承知しております。

うした趣旨を踏まえつつ、仮に対象行為の罪種を拡大するすれば、新たに対象とする行為が、現行の対象行為と同様に、個人の生命、身体、財産等に重大な被害を及ぼすものと言えるか、また、実態として心神喪失者等により行われることが多く、現行の対象者と同様に手厚い専門的な医療の必要性が高いと言えるかについて見ると、両大

非常にすばらしい制度、保護観察処分つきの一部刑の執行猶予、この制度について御説明を願ふないでしようか。

○宮田政府参考人 刑の一一部の執行猶予制度でございますけれども、平成二十八年六月一日に施行されてございます。

を起こした場合、比較的薬物事犯で検挙された回数が少ない場合は、その適用となることがあり得るんでしょうか。

○川原政府参考人 お答え申し上げます。

今委員の事例は、薬物事犯を犯して保護観察付執行猶予中であつた者が、施設での治療などを受けているらしくも少しつづり、再び同じ薬物事件に

○阿部(弘)委員 それでは、次の質問に移ります。

必要性が高くなるが如き、一た箇所から  
の改善及びこれに伴う同様の行為の再発の防止を  
図り、その社会復帰を促進する必要があることとの  
みならず、対象者の人権にも十分配慮する必要が  
あることを踏まえて、慎重に検討することが必要  
であると考えているところでございまして、その  
必要があるならば、それに応じまして慎重な検討  
が必要だらうと考へております。

半分の言葉に付けておきまして、形其の一部の事実を猶予し、その猶予期間、保護観察に付することができるものでございますけれども、その趣旨は、施設内処遇に引き続き、相応の期間の社会内処遇を実施し、施設内と社会内、双方の連携により、再犯防止、改善更生を図るというものでございます。対象の多くは、覚醒剤事犯者がなっています。そういうふうに承知しております。

犯したという例だとあります。  
具体的にどういう事案について再度の執行猶予  
が付されるかということにつきましては、個別の  
事案に応じて裁判所が判断することになります。  
が、再度の執行猶予の趣旨からしますと、なかなか  
か、一般的に、広く、常に認められるというもの  
ではなかろうかと思います。

充実してきた、そして医療観察法の指定医療機関も非常に充実をしています。矯正施設の医療体制、今の被収容者の有病率といふのは非常に上がってきて、年々増加傾向、これは高齢化に伴うものもあるかもしれません。その一方で、矯正医官の定員、現員の推移は、やはり欠員で、少し上向きにはなってきたんですが、見えよこそこそと見ておるところです。

〔附註〕委員 獄罪白書を見ておりますと、檢察官の申立ては三百一十三人、これはあくまでも六罪種に限ったことでござります。それに該当しない精神障害者は、一體、心神喪失あるいは心神耗弱であつても、どのように治療が受けられていいのかは不明なところでござります。

〔附註〕 張委員 そうなんですね 私は  
に当選するまでは、覚醒剤依存症の治療をたくさん行つてまいりました。覚醒剤依存症の方々は、病院との連携あるいは福祉施設との連携があつても、やはり、薬物を繰り返し行つて、使用してしまう傾向が非常に強いです。それは、アレコーレ

〔附註〕 弁 委員 ちよこと質問の仕方が悪かったですね。そういう場合には、確かに全てとは言ひませんけれども、そういう制度の事案になる可能性があると思つて質問したわけでござります。

現状にまた定足数に足りてないという状況でござります。この点について御説明いただけますでしょうか。

私も、この委員会でも、あるいは予算委員会でもお話ししましたが、少なくとも、精神障害の方は、治療を受けられることで眠れるようになる、そして幻聴や幻覚が減少することで非常に楽になつたと、医療に対して感謝をされるわけでござります。

度が、確かに非常に引いて、それが、アリーナなんかに比べてもはるかに依存性が強い。この制度ができると、私どもの医療機関にも数名の保護観察付一部執行猶予の方々が入院していただくなつたわけでござります。

○堀内政府参考人 お答え申し上げます。  
覚醒剤を含む薬物依存症を抱える方々への支援につきましては、再犯防止推進計画等に基づきましては、周辺の府県とも連携を図りながら、精神障害者の拠点病院づくりを都道府県に通じて実施してまいりました。また、精神障害者に対する理解と対応の向上を図るため、精神保健福祉法の一部を改正する法律案を提出するなどして、精神障害者の権利を保護する取り組みを進めています。

刑事たるにあきらめしでは、心臓中の何らかの形病を有している被容者、全体の疾病で見ますと六八・五%となりますが、このうち精神及び行動の障害を有する患者という方は約一五%を占めております。

是非とも、先ほど言いましたような、指定医療機関というのは、本当に、設備面でも人員面でも、そして予算面でも非常にいい医療が受けられます。そしてまた、社会の中でも、精神病院の急性期医療病棟、これは診療報酬が非常に手厚いものですから、同様に手厚い精神医療が受けられるというところだと思います。後ほど矯正医療のお話をさせていただきます

るというところです。  
○川原政府参考人 お答え申し上げます。  
委員は保護観察付執行猶予ということでお尋ねになつておりますので、その観点で申し上げますと、初度の、最初の一回目の保護観察付執行猶予中に再犯を犯した者につきまして、現行法は再度の執行猶予を付すことができないのでありますが、この改正案におきましては、再度の執行猶予

して政府として施策を進めているところでござります。厚生労働省におきましても、都道府県、政令指定都市において相談拠点、専門医療機関の整備を推進しております。令和三年度におきましては、全国で相談拠点は六十六の都道府県、政令指定都市、専門医療機関は五十二の都道府県、政令指定都市に設置されているところでございます。

うこととしておりまして、被収容者の状況に応じて、施設内での治療のほか、近隣の病院を受診させたり、医療刑務所に収容するなどして必要な治療を行つております。

年頃と比較しますと四十三名の増となつております。して、矯正医官特例法の施行によりまして兼業であつたり施設外勤務が柔軟に行えるようになつたことがその要因と考えますが、御指摘のように、矯正医療の充実に当たりまして、医師の確保、こういったことは非常に重要でございますので、引き続き、常勤医師の確保のための取組は進めてまいりたいと思っております。

○阿部(弘)委員 矯正医療に限らず、法務省の医官、専門性をもつて行なうべきことを思ふ

のドクターの下での治療のほかに、全国九府の医療重点施設、これは、札幌、宮城、府中、東京、置所、名古屋刑、大阪刑、広島刑、高松刑、福岡刑の九府でございますが、ここを医療の重点施設ということで、重点的に医療関係のドクターでありますとか機器の整備はしております。

さらに、医療専門施設ということで、東日本管正医療センター、それから大阪医療刑務所、北九州医療刑務所、岡崎医療刑務所この四府につきまして、医療専門施設ということで更に重点的にしまして、医療専門施設とすることで更に重点的に

く、かつ不明瞭で、インターネット上における誹謗中傷に関しては、被害者の精神的とか金銭的な負担と釣合いとか公平性というのは、量刑を引き上げたとしても担保されないという話をさせていただきました。多くの方もそういう認識は持つてゐると思いますが、それを重ねて質問したいと思います。

昨今のSNSによる社会問題が浮き彫りになる中、ネット上の誹謗中傷に関しては、刑事法においても厳罰化する方向で方針策こうとするべきだと思います。

るかないかといっただけで、同質の犯罪といふことです。

これらの法律の守備範囲、適用の範囲というのは、今回の法定刑引上げで、米山さんの質疑でもあつたように、変わるわけではないので、今回の法改正で抑止効果が、期待すると言いつつも、内容は多少変わつても、網の大きさが変わらないので、これをもつてネット上の誹謗中傷が減るかということに関しては疑問を持つっています。

もちろん、木村花さんの場合も、これは内部的

官時間に先生が、SCT研修を行つていただいている。あるいは先端医療情報を外の病院で研修をいただく。ただく。うよううちに聞いておりますので、是非ともその点も、こういう矯正医官の定員が埋まるようにならう。いろいろな努力をしていただきたいと思います。これでは質問ではございませんけれども。

しかし、先ほどお話ししました、刑事施設の疾病別の表があるんですねけれども、精神及び行動の障害は一六%。先ほどお話がありましたように、循環器の病気や、あるいは骨折したとか、そういったものは近隣の病院で治療をいただく、あるいは胃がんなども、医療刑務所で治療するのか、あるいは近所の病院で治療するのか、ケース・バイ・ケースだと思いますが、しかし、精神や行動の障害がある受刑者については、なかなか刑務所外での治療を行うというのはないんじゃないかな」というふうに思つております。

整備等のことをしております。お尋ねのよう、透析であるとか、様々な先進的な治療機器も整備しているところでございます。

それから、精神科医につきましても、全国の施設で非常に必要性高い分野でございます。そぞろに観点で、様々な形で、募集等、充足する、うに努めてございますが、一般の施設でも精神科医が配置されているところもございますし、東日本成人矯正医療センター等であれば三十名を超えるドクターがおられまして、うち八名だったと申しますが精神科医が配置されている、こういうふうに思いますが、実した体制になつてございます。現員ドクターは三十三名でございます。

○阿部(弘)委員 矯正施設、刑務所におきましても、しつかりした精神医療を提供することが社会復帰の促進になつていく、うに思ひますので、是非とも今後ともよろしくお願ひしまして、

だからこそ、そうした状況も踏まえて、大臣は法制審に諮詢し、答申を受けて、今回の法提出につながっているのかなど、うに思つてゐるんですかけれども、しかしながら、従来の話にあるように、表現の自由への過度な侵害になつてしまふおそれもあり、刑引上げに対する危惧という点にも理解を示す次第です。

みんながインター ネット上の誹謗中傷をどうにかしないといけないと思つてゐるのに、厳罰化と表現の自由、この両面への配慮から難しいというのが今の現状かなというふうに思つています。議論を進めていく前に、まず、名誉毀損罪と侮辱罪の保護法益について質問します。

前回の質疑では、侮辱罪の適用範囲に関しては、実事実を摘示せずに、不特定また多数人が認識して

名譽が害されたのは間違いないと思うんですけれども、死に至った原因は、必ずしも外部的名譽だけじゃなくて、内面的、精神的なダメージがあつたというふうに思っています。

この点、立憲さんの案では、加害目的誹謗等罪を新設し、保護法益を内面的な人格とされていません。しかし、内面的なものを保護法益としてしまうと、受け手により影響というのが異なるので、対象の線引きといふのは不明瞭になるし、なかなか無限定に罪の範囲は広がりかねないのかなというふうにも思っています。

それはそれで、表現の自由に対する制約になるのかなというふうにも感じる次第ですしね、二三百条の二の真実性の証明の規定で、違法性を阻却できるようにも読めるんですけども、事実を摘示しない場合においては証明の対象がないため、真実性を争うことが難しいんじゃないかなという

ですから、是非とも、先ほどの矯正医官をしっかり確保をしていくというのも大切でございま  
す。

私の質問を終わります。  
ありがとうございました。

できる状態で他人に対する軽蔑の表示を行った場合に成立すると回答をもらいました。

その上で、名譽毀損罪と侮辱罪の法益保護は何なのか、全く同じでいいのか、お答えください。  
○川原改定参考人 お答えいたします。・

ふうに思っています。

東日本矯正医療センターの取組、立派な施設が  
できたやに聞いておりますが、そこの説明をお願い  
します。

いと思います。  
この件は、大臣の所信表明の際も質問させていただきまして、その際にも、昨日参考人としておられました木村響子さんとのやり取りを踏まえ上で、今回の法定刑引上げに関しては、僕としては反対しないと思っているんですけれども、やはり、そもそも侮辱罪 자체の適用範囲というのが往々

○守島委員　なので、要するに、事実の摘示がある  
として、一般的に、いずれも社会が与える評価と  
しての外部的な名誉であると解されているところ  
でございます。

○名譽毀損罪と侮辱罪は、いずれも名誉に対する  
罪として位置づけられているところでございます  
が、この二つの罪の保護法益は同じと解されてお  
りまして、一般に、いずれも社会が与える評価と  
しての外部的な名誉であると解されているところ  
でございます。

人は傷つくることはあるということを伝えておきたいと思います。

それほど内面的な人格というのは、客観評価は難しいと思います。それを否定しているわけじゃないなくて、客観的な評価は難しいと思って、より、真実とか認識の証明は困難があるので、誹謗中傷に当たる言葉を適切かつ明確に画することができる

るとおっしゃっていることに関しては、まだまだあります。それも難しいのかなというのが僕の認識であります。その点だけちょっと御理解いただきたいと申します。

なので、今回の刑法の範囲で、侮辱罪の法定刑の引上げをすることに關しては、一定、今の段階ではそれも必要だとは思っているんですけどね、でも、一連の改正では、抑止効果を生むこととか被害者の納得感を得るということは不十分で、今の現状、加害者と被害者の公平感が釣り合わないといふのは、これまで言つてゐるところと変わらないと考えです。

この点は、今般の法改正によつても変わらないと考えられるところでござります。

○守島委員 考慮し得る、精神的ダメージも含めてといふ答えなんですかれども、そうなると、侮辱罪の中で加味し得るといつたところで、量刑で加味されたとしても、結局は、現行の侮辱罪は料一万円というのが最大なので、やはり評価といふのは、納得、被害者からしたら妥当性を感じるものじやないなというふうに思つてゐます。

例えば、侮辱罪といふのは致死罪があるわけじやないから、これを法定刑を上げたとしているが、その处罚感情といふのに一定理解を示すようなものは、法定刑を上げればいいということでも

○守島委員 答えられないということは、可能性、多分あると思はるということですね。可能性、多分あると思うんです。

例えは、直接暴行してけがをしたとかじやなくとも、騒音迷惑とかで傷害罪になつた事例とかもあるので、それはあると思うんですけども、一概には答えられないということは、例えは、それが、結果、自死を招いたとか、致死罪が成立するかということを聞いても、答えられないという認識でいいですか。そのケースによるという答えでいいですか。

○川原政府参考人 お答え申し上げます。

先ほどの繰り返しなつてしまいますが、犯罪

○川原政府参考人 お答えを申し上げます。  
繰り返し申し訳ございませんが、犯罪の成否  
は収集された証拠に基づき個別に判断される事柄  
でございますので、お尋ねの行為が刑法の侮辱罪  
あるいは共犯に該当するかについて一概にお答え  
することは困難でございます。  
その上で、あくまで一般論として申し上げれ  
ば、侮辱罪は、人を侮辱した、すなわち他人に対  
する軽蔑の意思表示をした場合に成立するもので  
すから、委員がおっしゃっている賛同したという  
人が侮辱に当たる行為をしたのならば、その侮辱  
罪の成否が問題となるところでございます。  
ただ、一方で、賛同の意思表示というものは、ま

謗中傷で死ということを生起してしまうことが起つても、その評価といふか結果に、変わらない影響を与えないんじやないかななどとが気になっていまして、その点聞きたいんですけどねけれども、謗中傷において死という結果が招かれてしまつた場合、それというのは評価されているのでしょうか、ちょっとお聞かせください。

○川原政府参考人　お答え申し上げます。

委員の御質問の一番最後にありました、評価されているのかというのと、処罰される際の、量刑上評価されているのかという御趣旨と承つてお答えを申し上げます。

侮辱罪と同様に、外部的名譽を保護法益としている名譽毀損罪につきまして、判決で判示された量刑の理由を調査いたしました。

そうしたところ、被害者の社会的評価を害した程度、犯行の手段、方法や公然性の程度、犯行の期間、回数、犯行の動機や公益目的の有無、被害者の精神的苦痛、処罰感情の程度、示談の有無、現状回復措置の有無などの事情が量刑上考慮されているようござります。

そして、被害者が被害を苦にして自死したことには、被害者の精神的苦痛の程度を示す事情として位置づけられ得るものでありまして、保護法益を同じくする侮辱罪においても同様であると考え

ないのかなというふうに思つていて、思うに、現行法で何とかしようと思つても、侮辱とか名誉毀損で致死という概念がない以上、こうした重大な事件が起つたときに対処できないんじやないかなど思つています。

誹謗中傷で人の生理的機能を害する、つまり、人を極度の精神疾患の状態に陥れ、その結果として自死を招くということは、むしろ、例えば傷害致死罪とか、ある種、死を強いるような表現をしているのであれば、脅迫とか強要罪、そういう話題に行き着くんじやないかなと思つてゐるんですけども、こうした大きな不幸をもたらす結果を生む加害も、侮辱罪でやろうとするから量刑との間にバランスの乖離というものが生まれて、その溝を埋めることができないというふうに思つてゐるんです。

そこで、確認したいんですけども、まず、一般論として、人を誹謗中傷して、その結果、ノイローゼ等の精神的な疾患を生じさせた場合、傷害罪が成立するのか、教えてください。

○川原政府参考人 お答えを申し上げます。

犯罪の成否は収集された証拠に基づき個別に判断される事柄でございますので、お尋ねのようない行為が刑法二百四十四条の傷害罪に該当するかということにつきましては一概にお答えすることは困難でございます。

の成否は収集された証拠に基づき個別に判断される事柄でございますので、お尋ねのような事案が傷害致死罪に該当するかということにつきましても一概にお答えすることは困難でござります。

○守島委員 一概に答えられないということで、傷害類型にしようと思つても、これは無理だと思う、無理というか答えられないということで、なかなかそういうふうな適用はできないというのが事実で、ということは、そうした例は余りないということだと思つています。

ちょっとと論点を変えまして、例えば、SNSで誹謗中傷の特徴というのは、加害者が一人というわけではなくて、数多くの人たちが心ない言葉を一斉に被害者に投げかけることが多いと思って、むしろ一人一人の加害行為は僅かであり、相乗効果となって、総体として被害者を苦しめていることになつてゐると思います。

総体は個々人がそれぞれの意思でやつていてと思うんですが、共同正犯というように一緒にやつてゐるわけではない現状、一人が、例えばそうだというような同調の意思を示した場合もあると思うんですけれども、それが結果的には加害行為といふか加害結果につながつていて、最初にそれを発した人が侮辱罪とされた場合に、それに同情とか便乗した人がある種侮辱罪に該当するということはあり得るのか、それを教えてください。

さに、いいねといふような、ただそれだけにとどまつてゐるような場合でございますが、こういつた場合につきましては、当該御本人のやつてゐる行為に独立して侮辱に当たる行為がないといふ場合になりますと、現行法におきましては侮辱罪の帮助犯、從犯の処罰はないのでござりますが、改正法におきますと処罰がされることになりますので、あくまで一般論として申し上げるならば、その從犯の成否などいうことが問題となり得る場面ではござります。

ただ、賛同の意思表示が、既に侮辱罪に該当する行為を実行し終わった後、先に行われてゐる侮辱罪の行為が既遂となつた後に行つた場合には、他人の犯罪を容易にするという行為には該当しませんので、このような関係に立つ場合には帮助犯に該当しないと考えられるところでございます。

○守島委員 もう一回聞かせてください。  
法改正で、同意した人が侮辱罪に、これまではならなかつたけれども、なり得るという話をされましたが、その理解でいいんですか、同調した人は。犯行後じゃないです、犯行前に。

○川原政府参考人 現行法で、侮辱の実行行為の前に帮助行為に当たるものをして者が帮助犯が成立するかといふお尋ねでございますが、現行法の侮辱罪は拘留又は料料に当たる罪となつております。そして、拘留又は料料に当たる罪につきまし

THE JOURNAL OF CLIMATE

ては、特別の規定のない限り、教唆犯及び従犯、  
帮助犯ですね、この規定の適用はないとされていますので、帮助犯として処罰する事がないとい  
うことでござります。

○守島委員 帮助犯として今回の改正で同調に一定網が広がるということなんですけれども、とはいうものの、やはり先ほど言つたように、そうだ  
というよりか、いいねというか、同調の内容、言葉次第ということで、なかなかこれも線引きとい  
うのは難しいと思います。

今回法定刑を上げたとしても、なかなか、それをもつて量刑も、いろんな政党さんは逮捕される可能性を危惧していますが、被害者の心情を鑑みると、量刑が正しいかどうかは僕も判断しかねて  
いるところでありまして、かつ、今の回答も含めて、言葉的にどれが明確に侮辱罪に当たるのか、若しくは傷害類型に当たるのかというの非常に不明瞭な中で、やはり今の社会問題に適用できる状況じゃないのかなというふうには感じていま  
す。

現実的にこうした今の法体系で被害者が求めるような処罰が難しいのであれば、例えば、これは一例なんですが、危険運転致死罪のように、時代に合わせた法体系というのは必要なんじやないかなと思っていまして、これまで法制審議会では、ネット上の誹謗中傷に対しても、それを防ぐための議論というのはどういうふうな経過を経たのか、教えてください。

○川原政府参考人 お答えをいたします。

この点に関しましては、法制審議会の刑事法部下の懲役若しくは禁錮若しくは三十万円以下の罰金又は拘留若しくは料金とするについて御意見を承りたいという法務大臣からの諮問につきまして専門的に調査審議を行つております。この部会において、まず、今申し上げた諸問の当否に  
関する議論が行われたところでございます。  
また、基本的に諮問の内容は刑罰の引上げでございましたが、この部会における議論におきまし

ては、民事責任の追及についてこれまで以上に迅速かつ実効的なものになるよう推進すべきこと、誹謗中傷を内容とする書き込みをしないよう広く啓発活動を行うべきことなどについて意見が出されましたほか、事務当局からは人権擁護機関において人権相談による誹謗中傷への対処などを進められていること、プロバイダー責任の策が進められていること、プロバイダー責任制限法の改正を通じて被害者の迅速な被害回復や救済に向けた法的な手当てが進められていることなどについての発言がなされたなどしたところでございます。

○守島委員 ありがとうございます。

詐問はあくまで刑法に限るところだと思うんですけども、やはり意見としては、民事責任で

すけれども、あつたり、プロバイダーの責任であつたり、広報啓発というのをしていかないとという意見が当然出てくると思います。なので、刑法の制定とい

うことに関連すると、極めて慎重になるべきとい

うのは法務省としては当たり前の立場と思うんで

すけれども、やはり今回の侮辱罪の改正だけでは

問題解決しないと思っています。

だからこそ、新たな罪を規定するような、特別

類型とか、若しくは、被害者の損害をより酌むこ

とができるような法整備とか行政施策とか、何かしら立法措置というものを措置することが必要な

のかどうか。

ここで終わるのか、これからもっと拡大して、

インターネット誹謗中傷対策を法整備も含めて

やつしていく必要性があるのかどうか大臣に聞きたいと思います。お願ひします。

○古川国務大臣 今般の法整備によりまして、侮

辱行為を抑止し、また、当罰性の高い悪質な侮辱行為に対しても厳正な対処を可能

とすることがインターネット上の誹謗中傷対策に

なると考えております。

すなわち、今般の侮辱罪の法定刑の引上げによ

り、公然と人を侮辱する侮辱罪について、厳正に

対処すべき犯罪であるという法的評価を示すこと

でこれを抑止する効果があるとともに、インターネ

ット上で行われる当罰性の高い悪質な侮辱行為に對して、これまでよりも厳正に対処することが可能となるということ、こういったてつてでの誹謗中傷に適切に対処して、これを抑止するために

たまいまの委員からの問題意識、御指摘でござりますけれども、確かに、インターネット上の誹

謗中傷対策を盛り込んだ法整備をしているというところでございます。

ただいまの委員からの問題意識、御指摘でござりますけれども、確かに、インターネット上の誹

謗中傷に適切に対処して、これを抑止するために

は、様々な取組を進めることが必要であるというふうに、それは思います。

ただ、委員御指摘のような更なる法整備ということにつきましては、今般の法整備や行政的な諸施策による効果などを踏まえつつ、更なる特別な罰則の新設をすることの要否、當否であるとか、誹謗中傷に適切に対処して、これを抑止するために

特定の犯罪類型のみを対象にして被害者の損害を補填する制度の要否あるいは當否というような様々な観點から十分に検討をする必要があるもの

といふうに考えております。

木村響子さんも、昨日は、法改正には賛成だと

いうことで、厳罰化を求めるおつしやつていた

ことも含めて、ここに関しては賛同する方は多い

と思いますけれども、だからといって解決するわ

けじやないということは多分みんなの認識だと思います。

そこで止まらず、今後も推移を見るとおつしやつてくれた大臣の言葉を受けて、しっかりとその検討をしてほしいというふうに思います、

時代も変わってくると思います。

立憲さんも今回対案を出しているといふ

ですけれども、維新の会としては、刑法だけに限

らない、ちょっと広い範囲での法制の立法措置も

いたしまして、刑法の規定として、刑事施設に拘

置することに加えまして、拘禁刑に処せられた者

には、改善更生、再犯防止を図るため、必要な作

業を行わせ、又は必要な指導を行なうことができる

と明記することとしたものでござります。

○守島委員 作業の位置づけが変わることで、

ちょっと質問したいんですけども、時間がないので、I-L-Oの質問を先にしたいと思います。

I-L-Oの強制労働の廃止に関する条約に関し

て、今、外務委員会において審議が図られるもの

と認識しているんですけれども、この件、昨年

の、僕はまだ衆議院じゃなかつたんですけども、改定法で、同条約が禁止する強制労働に該当するおそれがある国内法の規定を改めたという緯を伺いました。

その中で、具体的には、徵役刑を禁錮刑にする

における作業とはちょっと異なるものになつていいと思うんですが、徵役であれば、罪を犯した受刑者に対して、否定的評価を含めた法的非難の一ととして、懲らしめ的な意味合いで作業というのが与えられていたと思うんですけれども、拘禁刑における作業の位置づけを教えてください。

○川原政府参考人 お答えをいたします。

現行法の懲役の方から御説明いたします。

罪に対する報い、懲らしめとして課されるという性格を有するとされてきたところでございます。

が、実際の行刑におきましては、罪を犯した者の改善更生、再犯防止や円滑な社会復帰を図る上で重要な地位を占めているところでございます。

近年では、作業に対し、出所後の就労の確保等に資する機能を求める要請が更に高まってきておりまして、作業について、過去の犯罪に対する報

い、懲らしめとして課されるという性格は希薄化しているところでございます。

一方、拘禁刑におきましては、作業について

は、罪を犯した者の改善更生、再犯防止という特別予防のために課すものと位置づけることといたしまして、刑法の規定として、刑事施設に拘

置することに加えまして、拘禁刑に処せられた者には、改善更生、再犯防止を図るため、必要な作

業を行なせ、又は必要な指導を行なうことができる

と明記することとしたものでござります。

○守島委員 作業の位置づけが変わることで、

ちょっと質問したいんですけども、時間がない

ので、I-L-Oの質問を先にしたいと思います。

I-L-Oの強制労働の廃止に関する条約に関し

て、今、外務委員会において審議が図られるもの

と認識しているんですけれども、この件、昨年

の、僕はまだ衆議院じゃなかつたんですけども、改定法で、同条約が禁止する強制労働に該当

するおそれがある国内法の規定を改めたという緯を伺いました。

その中で、具体的には、徵役刑を禁錮刑にする

<p>などして、本人の意思に反した強制労働に該当されかねないようなものは、一旦なくなつたというふうに伺つたんですけれども、今回、拘禁刑の創設で、刑法上、作業を伴う可能性というのが出てくることになると思うんですが、例えばそれは、拘禁刑で入所をされた方が本人の意思に反した作業を伴う可能性があるかどうかということも含めて、I.S.O.が言つているような強制労働に該当するおそれがないかだけ、ちょっと確認させてください。</p>
<p>○佐伯政府参考人 お答えいたしました。</p> <p>拘禁刑に処せられた者が行う作業が、御指摘の条約上の義務に抵触しないよう担保するための在り方につきましては、本約締結のために、令和三年六月に、強制労働の廃止に関する条約の締結のための関係法律の整備に関する法律がございますが、その趣旨を踏まえまして、関係省庁間で協議し、適切に対応することとしております。</p>
<p>具体的には、同法によりまして罰則が改正された国内法令上の犯罪を行つたことにより拘禁刑に処せられた者が受刑する場合、本改正法案では、相当性を欠く場合は受刑者に作業を課さないものとしておりまして、条約上の義務を履行する観点から、本人の意思に反して作業を課さないということで、その旨を通達等で当局から各刑事施設長宛てに発出して対応することを検討してござい</p>
<p>ます。</p> <p>○守島委員 運用で、条約締結に抵触するようないようにお願いします。</p> <p>拘禁刑によつて作業の位置づけが変わるということなんですねけれども、これまでの法定刑においては、懲役とか禁錮というのは必ずしも並列な刑じやなくて、それそれ役割とか重軽というのがあつたと思います。それを統一することで、使い分けとか刑の重さ、軽さに矛盾が生じないか。</p>
<p>例えば、殺人罪が起きて、これまでであれば懲役七年と処されるような人が拘禁刑になること</p>
<p>長さが変わつたりするようなことはあるんでしょうか。</p> <p>○川原政府参考人 お答えをいたします。</p> <p>拘禁刑の量刑がどのようなものになるかにつきましては、個々の事案における裁判所の判断によります。</p>
<p>○川原政府参考人 お答えをいたします。</p> <p>その上で申し上げますが、今回の改正法案におきましては、法定刑としての拘禁刑の長期及び短期を、現行法の懲役、禁錮と同じものとすることがあります。</p>
<p>また、一般に、裁判所におきましては、犯行の動機、行為態様、結果等の犯罪行為それ自体に関わる事実により量刑の大枠を決定し、被告人の反省、家族状況、前科関係等の一般情状事実を考慮した上で、量刑傾向を踏まえつつ、最終的な量刑を決定しているものとされているものと承知しているところでございまして、今回の改正案は、こうした量刑判断の在り方を変更するものではございません。</p>
<p>○守島委員 時間なので終わります。</p> <p>裁判所におきましては、改正後の法定刑の範囲内において、個別の事案における具体的な事情に基づき、適切に量刑を決定することになるものと承知しております。</p>
<p>○守島委員 時間なので終わります。</p> <p>刑期が変わるものではないですけれども、懲らしめ的な要素がなくなるということは、受け手としては、罪の重さ、軽さが変わってしまうんじやないかなという気も一定しているので、そうしたことがないように、しっかりと運用面でやつてほしいと思います。</p>
<p>以上で終わります。ありがとうございました。</p> <p>○鈴木委員長 次に、鈴木義弘君。</p>
<p>○鈴木(義)委員 国民民主党の鈴木義弘です。お疲れだと思いますが、もう少し、気合を入れて御答弁をいただければなとうふうに思います。</p> <p>この度の、もう何回も御質問されている件の変更がない、处罚対象とされてこなかつた、</p>

繰り返しで恐縮でございます。犯罪の成否は収集された証拠に基づき個別に判断される事柄でございますので、私の方から一概にお答えすることには困難でございます。

○鈴木(義)委員 じゃ、帮助罪とか教唆罪というのかな、それは適用になるということによろしいんですね。確認だけです。

○川原政府参考人 お答え申し上げます。

あくまで一般的な事柄として、私どもの悪いしている法改正が実現しますれば、侮辱罪につきまして教唆犯それから帮助犯、これが成立して处罚されることになるということは、そのとおりでございます。

その上で、どういった行為がなるのかというこ

とにについては、先ほど御答弁したとおりでござい

ます。

○鈴木(義)委員 そうしますと、自殺帮助罪とい

うのがあるんだそうですね。死んでしまえとか、

おまえはもう生きているに値しないと言つて、も

し私が自殺すれば、それを言ひしめた人間が帮助

罪で検挙できるということによるらしいんでしょう

か。

○川原政府参考人 お答え申し上げます。

今委員がおっしゃられた、まさに自殺帮助罪で

すが、これは、刑法の各論、すなわち、いろいろ

な罪を書いてあるところに独立の犯罪として規定

されているところでございます。これは刑法の二

百二条でございますが、人を教唆し若しくは帮助

して自殺させ、又は人を云々した者は、六月以上

七年以下の懲役又は禁錮に処すということでござ

いますので、侮辱罪によって、人を追い詰めて死

に至らしめたというものではなくて、まさにこの

自殺帮助罪は、侮辱罪とは無関係に、今申し上げた刑法二百二条の罪として处罚されるということ

でございます。

○鈴木(義)委員 現職の刑事局長が本を読まなく

ちゃ分からないということは、ほとんど適用され

ることがないということですかね。違うんです

か。まあ、分かりました。

いや、次に、拘禁刑のことで何点かお尋ねいたします。

日本独自のやり方で、刑務所で教育イコール矯正

して改善更生させるという方法を考え出したんだ

かし、一九八〇年以降には全く役に立たないもの

に一定程度役立つような世の中だつたんです。し

かたつた受刑者も多く、作業や矯正が出所後の就業

に改善更生させるという方法を考え出しました。

そうですね。確かに、当時は、教育を受けられな

に、端的に言えば、組立て作業等が要求さ

れました。端的に言えば、組立て作業等が要求さ

れました。

必要な範囲で拘禁刑における刑務作業を課すわけだと思いますけれども、個々の刑務作業につきま

して、その具体的な処遇効果や従事させる受刑者等について、これまで以上に明確化していくこと

が必要というふうに考えております。

刑務作業の具体的な内容について、例えば申し

上げますと、一般の社会と似たような環境の下で

実施する外部通勤作業などの充実、あるいは、社

会人として求められるコミュニケーション能力や

課題解決能力などを更に向上させていく手法の導

入、雇用情勢を踏まえた職業訓練の充実などにつ

いて取り組んでいく必要があるというふうに考

えております。

具体的な刑務作業の在り方の詳細については引

き続き検討してまいりますけれども、個々の受刑

者の特性に応じて、当該受刑者の改善更生及び円

木工作業とか、大体、昔のやり方のままなんでも、

木工作業とか、大体、昔のやり方のままなんでも、

木工作業とか、大体、昔のやり方のままなんでも、

木工作業とか、大体、昔のやり方のままなんでも、

木工作業とか、大体、昔のやり方のままなんでも、

木工作業とか、大体、昔のやり方のままなんでも、

木工作業とか、大体、昔のやり方のままなんでも、

木工作業とか、大体、昔のやり方のままなんでも、

うな形で実効を担保するという形になつてござい

ます。

ただ、これまでと異なりますのは、といいます

か、その作業につきましても、指導につきまして

も、本人の改善更生を図る上、いわば教育的な観

点がより強くなつてくるわけでございますので、

本人の全くの不同意の状態で強制することで効果

等について、これまで以上に明確化していくこと

が必要というふうに考えております。

刑務作業の具体的な内容について、例えば申し

上げますと、一般の社会と似たような環境の下で

実施する外部通勤作業などの充実、あるいは、社

会人として求められるコミュニケーション能力や

課題解決能力などを更に向上させていく手法の導

入、雇用情勢を踏まえた職業訓練の充実などにつ

いて取り組んでいく必要があるというふうに考

えております。

具体的な刑務作業の在り方の詳細については引

き続き検討してまいりますけれども、個々の受刑

者の特性に応じて、当該受刑者の改善更生及び円

木工作業とか、大体、昔のやり方のままなんでも、

木工作業とか、大体、昔のやり方のままなんでも、

難しいんじゃないかと思うんですね、刑期にもよるんでしようけれども。

だから、やはり作業させるということになると、労働の対価じゃなくて報奨として、あんたはよくやつたから御褒美を上げますよというようなことなんでしょう。そうじゃないやり方をしなければ、後段でまた御質問しますけれども、社会になるべくなじみやすいようにしていくために拘禁刑に変えるんですよという一つの目的があるわけじゃないですか。

そうすると、ある程度、実社会とは違った環境に置くのは致し方ないと思うんですけれども、ある程度、出所した後も生活ができるような報酬を払うようなことを考えていかないと、出所後の再犯をさせない、生活のサポートをするんだと声高々に言うんだけれども、それもやはり一つ考えた方がいいんじゃないかと思うんです。

大臣、どうですか、この辺について。

○古川国務大臣 刑務作業というものが矯正処遇の一方策であって、一般社会における自由な労働とは本質的に異なるために、作業に対する純粋な対価ではない、とは認めないというふうな、そういう理屈があるのは、これは御理解をいただいたと思います。

しかしながら、委員が指摘されますように、やはり報奨、報酬というような意味合いであるとか、社会に復帰してからの生活が円滑にいくて、そこに前向きに意欲的に取り組んでいくというこのためには、やはり、そういう趣旨からのちょっと見直しが必要ではないかという御指摘に対しては、私も共感するところがござります。

この作業報奨金については、今も申しましたとおり、社会復帰を実現するための大変な意味合いを持つた資金でもあるということから、この適正な金額を支給できるように、ここは努力をしていきたいというふうに思っております。

○鈴木(義)委員 それともう一点、これも指摘されたので、ああ、そうなんだと思ったんですけれども。

例えば、私が何か事件を起こして逮捕され、取調べされて、拘置所に入れられて、裁判にかけられたときに、携帯電話の解約の手続だとか、何からローンを組んでいたときも一切そういうことを触りたくないですね。滞納がずっと続くわけですから。そうなつて、何年かたつて、刑期を終えて社会に出てきたときに、鈴木義弘はブラックリストに載ったままでから、携帯も持てない、カードも作れない、何もない、ブラックリストに載っちゃっているわけです。

そうなつて、どうやって生活支援だと就職の支援をするのかといったときに、そのところをちょっと、犯罪を犯してしまったんだからどこまでというのはあるんですけど、再犯をさせない、社会になじませるんだということで今回の法律の改正になつてはいるんだつたら、その辺のこところをどういう配慮ができるかというのを考えなくちゃいけないと思うんですけど、そういう手続きもさせないというのはどうなものかなと思うんですけれども、その辺についても、大臣、どうでしょう。

○佐伯政府参考人 お答え申し上げます。携帯電話であつたりその他の各種の契約の解除手続につきましては、基本的には私的な契約関係でございますので、被収容者本人において解決すべき問題だという位置づけでござります。

現行法上、外部の方との間での信書の、手紙の発受であつたり面会を行うことは可能でございますので、本人の御意思により各種契約の解約等の手続を進めることは可能でございます。

ただ、本人から様々こういった御相談が施設に寄せられたりした場合には、必要な、例えば発信の回数について、緊急性があれば認めるとか、そのいった意味での必要な便宜を図る等、適切に対処しているものと考えてございます。

○鈴木(義)委員 ありがとうございます。

それともう一点、少年や、刑務所に入つたこと

になつた、受刑者になるんですけども、経済的に恵まれないとか、家族との関係が難しく社会からも孤立などの窮屈の中での地域の人々、ほかの人たちとの信頼関係を構築することができず、非行や犯罪に陥つてしまつたということも指摘されています。

それで、受刑者の社会復帰では、受刑者と支援者との信頼関係の構築が要になるんだと考えるんですが、今回の法改正で、信頼関係の構築に配慮する制度設計となつているのか、お尋ねしたいと思います。

○古川国務大臣 お答えをいたします。受刑者が釈放後に速やかに住居を定めて、仕事に就いて、円滑に社会復帰することが再犯防止の上からは極めて重要だというふうに考えます。御指摘のとおり、受刑者が円滑に社会復帰するためには、就労や生活上で様々な支援が不可欠です。受刑中から支援者との信頼を構築しておくことがその要となるかと思います。

今般の法改正におきましては、受刑者処遇の一層の充実を図るために、出所後の就労や帰住先の支援など、受刑者に対する社会復帰支援を刑事施設の長の責務として行うことを法律上明確化することとしております。また、社会復帰支援につきましては、効果的な実施を図るために必要な限度において、刑事施設の外の適当な場所で行うことができることとし、受刑中から支援者と触れ合うことで信頼の構築につなげることが可能となります。

今回の法改正は、受刑者と支援者との信頼関係の構築に配慮した制度となつております。そのため、誹謗中傷によって苦しまつた方々に、私からも心から哀悼の意を申し上げたいというふうに思います。

昨日も、木村響子さんが国会に来てくださいました。木村花さんをしてお話をさせていただきたいと思います。

○鈴木委員長 ただいまの件、後刻改めて理事会にて協議いたします。

○本村委員 この議論についてはまた後ほどしたくいうふうに思うんですけども、侮辱罪について質問をさせていただきたいと思います。

そしてお話をさせてくださいました。木村花さんをしてお話をさせてくださいました。木村花さんを始め、誹謗中傷で心を痛め、そしてお亡くなりになつた方々に、私からも心から哀悼の意を申し上げたいというふうに思います。

そして、現在も、この誹謗中傷によって苦しまれている方々が実際にいらっしゃいます。被害を受けた方々が泣き寝入りをしなくていいように、相談しやすい体制ですとか、有効な対策を打たなければならぬというふうに考えております。

侮辱罪の法定刑の引上げのために、その契機と

けれども、今日、皆様方のところに資料をお配りをさせていただいております。

これは、刑罰の基本政策の変更について慎重な審議を求めるという、刑事政策学の研究者の皆さんとの信頼関係を構築することができず、非常に複雑な問題です。そこで、衆議院法務委員会の委員様ということで宛先が書かれておりまして、日本国刑法の根幹を成す自由剥奪を伴つ刑罰体制を改変する法律案が上程されているということも、わたくしたち刑事政策学の研究者有志は、このような事態を憂い、日本の刑罰政策の根幹を搖るがしかねない同法案について、真摯かつ慎重な議論を切に要望し、本声明を公表します。」といふことで、要望一、国会においては、本法律案を受刑者が釈放後に速やかに住居を定めて、仕事に就いて、円滑に社会復帰することが再犯防止の上からは極めて重要だというふうに考えます。御指摘のとおり、受刑者が円滑に社会復帰するためには、就労や生活上で様々な支援が不可欠です。受刑中から支援者との信頼を構築しておくことがその要となるかと思います。

受刑中から支援者との信頼を構築しておくことがその要となるかと思います。

今般の法改正におきましては、受刑者処遇の一層の充実を図るために、出所後の就労や帰住先の支援など、受刑者に対する社会復帰支援を刑事施設の長の責務として行うことを法律上明確化することとしております。また、社会復帰支援につきましては、効果的な実施を図るために必要な限度において、刑事施設の外の適当な場所で行うことができることとし、受刑中から支援者と触れ合うことで信頼の構築につなげることが可能となります。

今回の法改正は、受刑者と支援者との信頼関係の構築に配慮した制度となつております。そのため、誹謗中傷によって苦しまつた方々に、私からも心から哀悼の意を申し上げたいというふうに思います。

昨日も、木村響子さんが国会に来てくださいました。木村花さんをしてお話をさせてくださいました。木村花さんを始め、誹謗中傷で心を痛め、そしてお亡くなりになつた方々に、私からも心から哀悼の意を申し上げたいというふうに思います。

そして、現在も、この誹謗中傷によって苦しまれている方々が実際にいらっしゃいます。被害を受けた方々が泣き寝入りをしなくていいように、相談しやすい体制ですとか、有効な対策を打たなければならぬというふうに考えております。

侮辱罪の法定刑の引上げのために、その契機と

なつたのが、SNS上の誹謗中傷による木村花さんの自死ということでございます。この事件の検証といふものが必要だというふうにまず考えますけれども、大臣はどういうふうにお考えでしようかといふ点、そして、木村花さんが自ら命を絶たなければならなかつたこの事件の検証をしっかりとやつてこそ、総合的な有効な対策を取ることができるというふうに考えますけれども、大臣、お答えをいただきたいと思います。

○古川国務大臣 木村花さんが亡くなられたのは、これは本当に大変痛ましい出来事であります。心からお悔やみを申し上げます。

今般の法整備は、御指摘のこの事案を含む、近年における公然と人を侮辱する犯罪の実情などを踏まえて行うものでございます。

すなわち、近時、SNSなどのインターネット上の誹謗中傷が特に社会問題化していることを契機として、インターネット以外のものも含めて、誹謗中傷全般に対する非難が高まつてきているとともに、これを抑止すべきだという国民の意識も高まつてきているというふうに承知いたしております。

こうしたことにより鑑みますと、公然と人を侮辱する侮辱罪について、厳正に対処すべき犯罪であるという法的評価を示して、これを抑止するため、その法定刑を引き上げることが必要である、このように考えまして、今回の法律案を提出いたしましたところでございます。

このように、今般の法整備は、特定の個別事件の対応のみを目的とするものではございません。近年におけるこの種の犯罪の実情等を踏まえて行うものでございますから、個別事件の検証が必要だとまでは考えておりません。

○本村委員 個別事件の検証は必要ないと言われたこと、私は大変ショックに感じております。個別事件だからこそ見えてくることが様々あるといふふうに考えております。

先ほど鎌田議員も言われましたけれども、テレビ局の制作会社の同意書兼誓約書の問題や、ある

いは海外を含むプロバイダー、プラットフォームの問題、あるいは、警察に行くと、具合が悪くなるぐらい警察が高圧的な態度だつたというふうに思つておりました。こういう検証や、あるいは加害者を生まないためにどうすればいいかといふこと。

裁判では、二年かかって二十件近く裁判をして、侮辱罪は三人なんだ。この判決の分析ですとか、これもやらないといけないというふうに思つております。

また、必要な経費。裁判だけでも総額一千万円

近くかかったというふうに木村響子さんがおつしやつておりましたけれども、こういう経済的な負担がある状況では、被害者は救済されないといふふうに思います。

民事で、被害者に百三十万円の損害賠償の判決が出たけれども、一円も支払われていないということも言われました。これもやはり、国が代理で、まず被害者の方に支払って、そして、国が加害者の方から請求をする仕組みなんかもつくる必要があるんじゃないかな。こういう総合的な対策を取らなければ、やはり、被害者の方の救済にもならないし、早期発見にもつながらないというふうに思つております。

こういう検証をして、個別事案だけでも重要な社会的な影響を与えた事案でございます。個別事案ではあるけれども検証して、全体に、総合的に対策を打たないといけないと私は思つますけれども、大臣、改めてお願ひしたいと思います。個別御指摘のように、近時におけるインターネット上の誹謗中傷、こういうことに対する国民一般の問題意識といふのも非常に高まつてきております。

○古川国務大臣 省庁も連携を取りながら、これをやつたから大丈夫だ、解決したということにはなかなかならないためには、様々なアプローチが必要になつてこようと思いますし、そこは、政府を挙げて、関係省庁も連携を取りながら、これをやつたから大丈夫だ、解決したということにはなかなかならない

ことは大事なことだというふうに思います。その中で、今般の法整備といふものは、法定刑の引上げ、下限は維持したままですけれども、上限を引き上げるということをもつて、そこにやはり迫ろうという一つの施策、アプローチの仕方であるといふうに御理解をいただきたいと思つております。

○本村委員 残念ながら、侮辱罪については効果が薄いというふうに言われております。やはり根本的に考え直さないといけないといふうに思つております。

少し確認なんですけれども、単純な確認でございます。ダイレクトメールなどは、侮辱罪の適用範囲にはならないですねという点、そして、脅迫や強要罪の適用は、具体的にどのような言動を対象にしているのか、伺いたいと思います。

○川原政府参考人 お答えいたします。

まず、ダイレクトメール等の関係でございます。犯罪の成否は収集された証拠に基づき個別に判断されるべき事柄であることから、お尋ねの行為が侮辱罪の公然性の要件を満たして、侮辱罪が成立するかどうかということについて、一概にお答えすることは困難でございます。

その上で、あくまで一般論として申し上げれども、どのような言動が侮辱とされているのでしょうかということで、判例の積み上げについてお示しをいただきたいというふうに思います。また、通常逮捕あるいは現行犯逮捕などのときには、誰がどのような基準で判断をするのか、明確にお答えをいただきたいと思います。

○川原政府参考人 お答えいたします。

まず、どのような言動が侮辱に当たるかというところでございますが、侮辱罪により処罰された近時の裁判例を申し上げますと、例えばインターネット上において、整形その他で見た目をごまかし、名前なども成り済ます習性が極めて強い性質は攻撃的かつ凶暴で、人類との協調性、人間モラルなどの持ち合わせなしなどと書き込んだ事案につきまして科料九千円に処された例、あるいは、被害者のツイッターアカウントに、てか死ねや、くそが、きもいなどと投稿した事例について科料五千円の略式命令が発付されたなどがあるものとお答えすることは困難でございますが、その上で、一般論として申し上げれば、脅迫罪は、生命、身体、自由、名誉又は財産に対し害を加える旨を告知して人を脅迫した場合に成立し得るものとございまして、また、強要罪は、生命、身体、

自由、名誉若しくは財産に對し害を加える旨を告知して脅迫し、又は暴行を用いて、人に義務のないことを行わせ、又は権利の行使を妨害した場合に成立し得るものと承知しております。

○本村委員 脅迫罪、強要罪については、もう少し具体的に言つていただきたかったんですけども、法文を読まれたということなんですかね、も、誹謗中傷であつても脅迫罪や強要罪に当たるものもあるというふうに思つています。

今回、先ほど来御議論がありましたが、質問は省かせていただきましたので、質問は現行犯の逮捕はできないけれども、法定刑の引上げで、この法案が施行されたら現行犯逮捕ができる、そして、教唆犯や幇助犯の处罚もできるということになつてしまります。

先ほど階さんもお話をされていましたけれども、どのような言動が侮辱とされているのでしょうかということで、判例の積み上げについてお示しをいただきたいというふうに思つます。また、通常逮捕あるいは現行犯逮捕などのときには、誰がどのような基準で判断をするのか、明確にお答えをいただきたいと思います。

○川原政府参考人 お答えいたします。

まず、どのような言動が侮辱に当たるかというところでございますが、侮辱罪により処罰された近時の裁判例を申し上げますと、例えばインターネット上において、整形その他で見た目をごまかし、名前なども成り済ます習性が極めて強い性質は攻撃的かつ凶暴で、人類との協調性、人間モラルなどの持ち合わせなしなどと書き込んだ事案につきまして科料九千円に処された例、あるいは、被害者のツイッターアカウントに、てか死ねや、くそが、きもいなどと投稿した事例について科料五千円の略式命令が発付されたなどがあるものとお答えすることは困難でございますが、その上で、一般論として申し上げれば、脅迫罪は、生命、身体、

侮辱罪による現行犯逮捕につきましては、今般の法定刑の引上げがなされますが、その上で、一般的に判断される事柄でありますので、一概に個別に判断される事柄であります。それから、脅迫罪、強要罪の関係でございます。これも、犯罪の成否は収集された証拠に基づき個別に判断される事柄でありますので、一概に承知をしております。

次に、現行犯逮捕の関係でございます。

毎年年に現行犯逮捕につきましては、今般の法定刑の引上げがなされますが、その上で、一般的に承知をしております。

<p>が、それ以外の要件は変わらないところでござります。したがいまして、従来どおり、現に罪を行ひ又は現に罪を行い終わった者が対象となるものでございまして、他の罪と同様に、犯人による特定の犯罪であることが明白で、かつ犯人も明白である場合に該当するか否かを逮捕者が判断することとなるものでございます。</p> <p>○本村委員 逮捕者が犯人ということを判断するということですね。</p> <p>また、もっと基準を示さないといけないというふうにございましたけれども、私もそのように思つておりますので、次の機会に出されるということを期待しております。</p> <p>少し具体例に移りたいと思うんですけども、いわゆる北海道警察のやじ排除事件の全容について、詳細な事実経過とそれに対する北海道警察の対応が適切であったのか、国家公安委員長にお願いをしたいというふうに思います。</p> <p>○二之湯国務大臣 お尋ねの事案は、令和元年七月十五日、札幌市におきまして、参議院通常選挙に係る街頭演説が行われた際、警護、警備を行う中で、北海道警察の現場の警察官がトラブル防止の観点から一部の方々を移動させるなどした事案であると承知いたしております。</p> <p>本件に関しては、街頭演説中に北海道警察がやじを飛ばした男女を移動させたことなどについて国家賠償請求訴訟が提起されているところですが、北海道警察からは、いずれも現場の警察官がそれぞれの状況を踏まえ、法律に基づき必要と判断した措置との報告を受けております。</p> <p>今後とも、各種法令に基づき適切に職務を遂行していくよう警察を指導してまいりたいと思っております。</p> <p>○本村委員 確認ですけれども、北海道警察の対応は適切ではなかったということですね。</p> <p>○二之湯国務大臣 本件に関しては、いずれも現場の警察官がそれぞれの状況を踏まえて、法律に基づいて必要な判断だと、私はそのように報告を受けておりますし、何遍も申し上げますように、</p>	<p>北海道警察の措置は正しかった、このように思つています。</p> <p>○本村委員 国家公安委員長が正しかったというふうにおっしゃるのは衝撃でございます。</p> <p>また、もっと基準を示さないといけないというふうにございましたけれども、私もそのように思つておりますので、次の機会に出されるということを期待しております。</p> <p>安倍晋三内閣総理大臣に對して、安倍辞めろ、増税反対などと発言したことによって警官らに排除された原告一名が北海道警察を訴えた国家賠償請求事件で、北海道の方に合計八十八万円の支払いを認める判決が言い渡されました。この判決は、北海道警察による表現の自由の侵害を正面から認めめた歴史的な判決だというふうに思います。</p> <p>市民の方が撮影した動画やあるいは関係者の証言から、原告のお二人が危険な事態にあつたとは言えず、警察が体をつかんで移動させた行為などは、警察官職務執行法の要件を満たしておらず、違法と認定をされています。</p>
<p>○二之湯国務大臣 当日のその場にいた現場の警察官が、それぞれの状況を踏まえて、法律に基づいて必要とした判断を措置したものと私は報告を受けております。</p> <p>なお、一般として申し上げれば、警護、警備の現場では、要人や聴衆の安全確保、雑踏事故の防止などのため所要の措置を講じる必要があり、今後とも、各種法令に基づいて適切に職務を遂行していくよう警察を指導してまいりたい、このようと思つております。</p> <p>○本村委員 安倍辞めろということや増税反対と言つて、十秒程度で排除をされているそうです。これは不当な弾圧に当たるというふうに私は考えますけれども。</p> <p>この北海道警察のやじ排除事件のような場面で、政治家に対する批判をした者に対しても現行犯逮捕が可能になり、同行していた者も教唆犯などで逮捕され得るのはいかないかというふうな危惧を抱くわけです。仮に不起訴となつたとしても、現行犯逮捕などのインパクトというのは、やはり自由な言論や表現に対する脅威となり、言論活動の萎縮を招くというは明らかだというふうに思いますが、なぜか裁判所はこの判断を私は正しい判断だと思いますけれども、札幌地裁で八十八万円の損害賠償を命じる判決が出ました。これについて、私は国家公安委員長の立場としてコメントする立場にございませんし、そして、道がただいまそれを持ち出していますから、これはもう司法の場</p>	<p>○本村委員 先ほど二之湯国家公安委員長は、閣僚や国会議員を侮辱したら逮捕するのかという質問に対して、あつてはならない、不当な弾圧はなにんだというふうに明言をされました。</p> <p>今回の札幌地裁の事例でも、私たちは、この警察の働きは、行為は不当だというふうに思つておられますけれども、委員長はそうじやないといふことですよね。そうしますと、先ほどの、不当な弾圧はあつてはならないといふうに、不当な弾圧ではないんだというふうに言われましても、価値判断が違うということで、実際には政治的な弾圧にもつながっていくんじゃないかという危惧を抱くわけですから、その点、お答えいただきたいと思います。</p> <p>○二之湯国務大臣 当日のその場にいた現場の警察官が、それぞれの状況を踏まえて、法律に基づいて必要とした判断を措置したものと私は報告を受けております。</p> <p>なお、一般として申し上げれば、警護、警備の現場では、要人や聴衆の安全確保、雑踏事故の防止などのため所要の措置を講じる必要があり、今後とも、各種法令に基づいて適切に職務を遂行していくよう警察を指導してまいりたい、このようと思つております。</p> <p>○本村委員 安倍辞めろということや増税反対と言つて、十秒程度で排除をされているそうです。これは不当な弾圧に当たるというふうに私は考えますけれども。</p> <p>この北海道警察のやじ排除事件のような場面で、政治家に対する批判をした者に対しても現行犯逮捕が可能になり、同行していた者も教唆犯などで逮捕され得るのはいかないかというふうな危惧を抱くわけです。仮に不起訴となつたとしても、現行犯逮捕などのインパクトというのは、やはり自由な言論や表現に対する脅威となり、言論活動の萎縮を招くというは明らかだというふうに思いますが、なぜか裁判所はこの判断を私は正しい判断だと思いますけれども、大臣お答えをいただきたいと思います。</p>
<p>○古川国務大臣 侮辱罪の法定刑の引上げにより、委員が御指摘をされているような言論弾圧的な逮捕が可能となるものではなく、政治的な批判に対する萎縮効果が生じるとの御懸念は当たらぬものと考えております。</p> <p>○本村委員 意識的な現行犯逮捕があるのではありませんかという危惧を抱くわけでございます。やはり、この侮辱罪、撤回を強く求め、時間が来ましたので質問を終わらせていただきます。</p> <p>○鈴木委員長 次回は、来る五月十一日水曜日午前八時五十分理事会、午前九時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。</p> <p>午後三時散会</p>	<p>○本村委員 先ほど二之湯国家公安委員長は、閣僚や国会議員を侮辱したら逮捕するのかという質問に対して、あつてはならない、不当な弾圧はなにんだというふうに明言をされました。</p> <p>今回の札幌地裁の事例でも、私たちは、この警察の働きは、行為は不当だというふうに思つておられますけれども、委員長はそうじやないといふことですよね。そうしますと、先ほどの、不当な弾圧はあつてはならないといふうに、不当な弾圧ではないんだというふうに言われましても、価値判断が違うということで、実際には政治的な弾圧にもつながっていくくんじやないかという危惧を抱くわけですから、その点、お答えいただきたいと思います。</p> <p>○二之湯国務大臣 当日のその場にいた現場の警察官が、それぞれの状況を踏まえて、法律に基づいて必要とした判断を措置したものと私は報告を受けております。</p> <p>なお、一般として申し上げれば、警護、警備の現場では、要人や聴衆の安全確保、雑踏事故の防止などのため所要の措置を講じる必要があり、今後とも、各種法令に基づいて適切に職務を遂行していくよう警察を指導してまいりたい、このようと思つております。</p> <p>○本村委員 安倍辞めろということや増税反対と言つて、十秒程度で排除をされているそうです。これは不当な弾圧に当たるというふうに私は考えますけれども。</p> <p>この北海道警察のやじ排除事件のような場面で、政治家に対する批判をした者に対しても現行犯逮捕が可能になり、同行していた者も教唆犯などで逮捕され得るのはいかないかというふうな危惧を抱くわけです。仮に不起訴となつたとしても、現行犯逮捕などのインパクトというのは、やはり自由な言論や表現に対する脅威となり、言論活動の萎縮を招くというは明らかだというふうに思いますが、なぜか裁判所はこの判断を私は正しい判断だと思いますけれども、大臣お答えをいただきたいと思います。</p>





令和四年六月十六日印刷

令和四年六月十七日發行

衆議院事務局

印刷者  
國立印刷局

U